

平成22年第4回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成22年12月15日 午前10時開議

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 能登百合子君 | 9番 | 五十嵐辰雄君 |
| 2番 | 西村重之君 | 10番 | 会田瑞穂君 |
| 4番 | 守谷貞明君 | 11番 | 飯田勲君 |
| 5番 | 高橋一男君 | 12番 | 岩佐康三君 |
| 6番 | 中野敬江司君 | 13番 | 高木博文君 |
| 8番 | 今井利和君 | 14番 | 若泉昌寿君 |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|--------|
| 町長 | 遠山務君 |
| 総務課長 | 飯田修君 |
| 企画財政課長 | 秋山幸男君 |
| 税務課長 | 鈴木弘一君 |
| まちづくり推進課長 | 高野光司君 |
| 住民課長 | 木村克美君 |
| 福祉課長 | 師岡昌巳君 |
| 保健福祉センター所長 | 石塚稔君 |
| 環境対策課長 | 蓮沼均君 |
| 保険年金課長兼国保診療所事務長 | 矢口功君 |
| 経済課長 | 菅田哲夫君 |
| 都市建設課長 | 飯塚正夫君 |
| 会計課長 | 飯田美代子君 |
| 教育長 | 伊藤孝生君 |
| 学校教育課長 | 鬼沢俊一君 |
| 生涯学習課長 | 石井博美君 |
| 水道課長 | 福田茂君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 蛭 原 一 博 |
| 書 | 記 雑 賀 正 幸 |
| 書 | 記 飯 田 江 理 子 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日 (水曜日)

午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分開議

議長 (若泉昌寿君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長 (若泉昌寿君) 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1 番通告者、8 番今井利和君。

[8 番今井利和君登壇]

8 番 (今井利和君) 1 番通告、8 番今井が質問させていただきます。

子ども手当について質問します。

子ども手当月額 1 万 3,000 円の 4 カ月分、5 万 2,000 円が 10 月に支給されましたが、この手当を受給した若い母親の話を聞く機会がありましたが、財源の面や保育園増設の方がよかったのかと迷いや心配もあるが、この手当を子供の教育費に使えることが大変ありがたいと、喜びの声を聞かされました。2010 年度子ども手当の支給額は、中学生以下 1 人当たり月額 1 万 3,000 円で、給付総額は約 2 兆 2,554 億円です。その負担内訳は、国費が約 1 兆 4,981 億円を投入し、地方自治体は約 6,138 億円、企業は約 1,436 億円を負担しています。今年度、3 歳未満の子供に限り、月額 1 万 3,000 円から 2 万円に引き上げる方針とのこと

ですが、次の点についてお尋ねします。

一つ、利根町で子ども手当を受給されている人数は。

二つ、受給を断った家族はあったのか。

三つ、町民から子ども手当についての意見等が寄せられたのか。

四つ、地方自治体約6,138億円、企業の1,436億円の負担は町の財政にどのような影響を与えるのか。

五つ、今後の子ども手当の行方は。町長、担当課長にお聞きします。

次に、ワンストップサービスについて質問します。

子育てのため仕事をやめた女性の再就職支援策として、自治体が国などと連携し、キャリアプランの相談から職業紹介までを1カ所で行うサービス機関のことで、年々利用者が増加して注目されていると聞きます。不況等の影響で乳幼児を抱える女性が就職活動を始め経費や産後間もなく再就職を考え始めた人たちが、保育と仕事の両方とも相談できるこのワンストップサービスを利用する件数も年々増加しています。

千葉県では、2006年にマザーズハローワークを併設して、子育てお母さん再就職支援センターを千葉市に開設し、利用者は年間約4,000人に達しているそうです。そこで、次の2点を担当課長、町長にお尋ねします。

利根町は乳幼児を抱える女性の就職活動の相談窓口はあるのか。

二つ、これからどのように対応していくのか。

次に、子育て応援手当支給事業について質問します。

遠山町長の公約である子育て応援手当事業は、平成22年4月1日以降に産まれた第2子に対しては50万円、第3子には100万円を、出生した年から15歳まで毎年分割で支給していく町単独事業ですが、国の子育て政策の陰でこの子育て応援手当支給事業が、若い人たちが利根町に移り住んでくれることを期待している魅力ある事業が十分知れ渡っているのか心配しているところです。

茨城県は全国の中で魅力度は2年連続最下位になっており、いろいろな部分で大変すばらしいものを持っているにもかかわらず、PRが下手なのかもしれません。しかし、つくば市は魅力ある市町村の中で、教育、子育てのまちが人気度第4位に入っております。利根町も魅力を増すためにも、町長公約の子育て応援支給事業や小学校3年生までの医療費無料事業等、もっともっとPRすべきではないでしょうか。次の点を町長、担当課にお尋ねします。

一つ、現在、第2子、第3子は何人で、今年度の支給額は。

二つ、過去3年間の出生率と比較して、子供の出生率はふえているのか。

3、子育て応援手当支給事業や小学3年生までの医療費無料についての問い合わせやPR方法はどのようにしているのか。

四つ、子供たちの今後の医療費無料は。お尋ねします。

次に、子供予防ワクチン接種について質問します。

医療費節減につながると思われる予防ワクチンは、無料の定期接種と有料の乳幼児インフルエンザ菌b型、小児肺炎球菌や子宮頸がん等の任意接種に分かれています。欧米など先進国ではほぼ全員が無料で接種することができるとされています。子供が18歳になるまでに国内で使える任意ワクチンを計画どおりすべて接種した場合、1人当たり約25万円以上かかるとされています。ちなみに、生後2カ月から接種できる小児肺炎球菌は4回の接種がよいとされ、1回の接種料金は約1万円かかるそうです。日本では任意ですが、世界では既に約100カ国で導入され、WHOもすべてのお子さんに接種するよう勧告を出しています。かかると重大な病気だからこそ、ワクチンがあるのです。ワクチンの存在を知らなかったり、接種できなかったことで幼い命が奪われることのないよう、真剣に取り組むべきと考えます。

東京都ではインフルエンザ菌b型と水ぼうそう、おたふくかぜに対し、1回3,000円の補助が決まったそうです。また、大子町では8月に、中学生を対象に子宮頸がんについては全額公費負担によるワクチン接種が始まると報道されました。最近では守谷市が任意の予防接種のうち、個人負担の乳幼児インフルエンザ菌b型、小児肺炎球菌、おたふくかぜ、水ぼうそう、中学校1年生から高校1年生までを対象とした子宮頸がん等、主な5種類について、来年1月から費用を全額助成する方針を決めたことが報道されました。

政府は若い女性が発症する子宮頸がんや乳幼児の殺菌性骨膜炎等の予防ができる種類のワクチンについて、希望が原則で無料で接種できるよう公費補助を行う方針を固め、年内にも無料接種を開始する考えを示しました。

子ども手当もいいが、子供のためにやるのなら予防接種を無料にしてくれた方がよかったという意見も聞きます。子育て環境のよい町を目指す町長として、将来を担う子供たちの健康保持と保護者の経済負担軽減、医療費削減につながる子供たちに予防ワクチンを全額助成を考えていないのか。この質問は中野議員、高木議員も9月に議会で質問しております。次の2点をお尋ねします。

一つ、乳幼児インフルエンザ菌b型、小児肺炎球菌感染症、おたふくかぜ、水ぼうそう、子宮頸がん等の予防接種料の全額助成はあるのか。

二つ、予防接種の開始時期はいつごろか。

所信表明の中でも状況を述べていますが、より詳しくお答えください。町長、担当課、お願いします。

次に、高齢者の健康増進の対応について。

健康増進のために、町でも運動、食生活や生活習慣などいろいろ対応してくれていますが、年齢とともに体力の衰えはなかなか自分ではどうしようもないところもあります。少しでも医療費を削減するためには、病気予防も大切なことです。高齢者に多い肺炎は年間10万人以上の方が亡くなっており、その95%が65歳以上という怖い病気とされています。

肺炎は日本人の死因の第4位となっており、冬だけではなく1年じゅう肺炎にかかることされ、風邪などの細菌やがん、脳梗塞、脳血管、心臓病等になり、最後に肺炎を起こす人も多くいると聞きます。肺炎球菌による肺炎を予防するには、65歳を過ぎたら5年に一度健康であってもワクチン接種により重傷にならずに済むということです。糖尿病、COP等持病のある方は、年齢に関係なく接種することにより健康増進と医療費節約につながると思うが、次の2点をお尋ねします。

肺炎球菌ワクチンを65歳以上の人たちに知ってもらい、接種のPRを積極的にするべきではないか。

肺炎球菌ワクチンを無料接種できないか。町長、担当課、お願いします。

次に、スーパー堤防事業についてお尋ねします。

政府の行政刷新会議は、10月30日に特別会計を対象にした事業仕分けで四つの特別会計を廃止と決めたとされています。スーパー堤防事業110億7,000万円も含まれています。押付本田のスーパー堤防事業は、今後どのようになるのかお尋ねします。

一つ、工事の進捗状況は。

二つ、来年度の予算は。

三つ、堤防強化は当初の計画どおり完了する見込みはあるのか。

四つ、完成に向け、陳情等行っているのか。町長、担当課にお尋ねします。

次に、若草大橋及び美浦栄線、取手東線についてお尋ねします。

県道路公社が苦境に立たされているが、黒字線だった水郷有料道路と新大利根有料道路の償還が終わり無料化され、2013年度には1億3,200万円の資金不足に陥り赤字に転落する見通しとなったと報道されました。若草大橋は、昨年度の1日当たりの平均通行台数が約840台、2010年1月から3月に一時無料化に伴い約2,400台と、約3倍の通行台数になったと聞いております。現在は有料化前の800台に戻ったとも聞きました。

若草大橋の取り付け道路美浦栄線が完成すれば通行台数も増加し、町も活性化すると思うのですが、次の点についてお尋ねします。

一つ、町は若草大橋の通行無料化の考えはあるのか。

二つ、美浦栄線の進捗状況は。

三つ、取手東線の進捗状況は。早期開通の陳情はしているのか。

四つ、若草大橋から千葉県側への北総線へつなげる働きかけは行っているのか。町長、担当課、お願いします。

次に、旧利根中、旧布川小、旧東文間小の跡地利活用についてお尋ねします。

旧利根中学校跡地の利活用は直売所を計画され、商工会役員や農協関係者、知識人からなるまちづくり推進委員会でいろいろと検討されていると思います。委員会の方々の知識と支援により着々と進んでいると思われそうですが、進捗状況をお聞きします。

また、校舎利用について、学校法人大学が進出と聞いておりますが、次の3点について

お尋ねします。

一つ、旧利根中跡地利活用について、直売所及び学校法人タイケン大学の進出についての経済効果は。

二つ、旧布川小学校跡地の利活用について。

三つ、旧東文間小学校跡地の利活用について、より詳しくお聞かせください。町長、担当課、お願いします。

最後に、町長公約の実現に向けての町長の決意を改めてお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（若泉昌寿君） 今井利和君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き一般質問ということでご参集、大変ご苦労さまでございます。

それでは、今井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1番目の子ども手当のご質問にお答えをいたします。

平成22年3月まで支給されていた児童手当にかわり、平成22年4月から子ども手当が開始されました。少子化が進展する中で、次代の社会を担う子供の健やかな育成を社会全体で応援するという趣旨のもとに支給するものでございます。

従来の子童手当にあった受給者の所得制限を撤廃し、対象児童についてはゼロ歳から小学校修了までであったものを、中学校修了までに拡大、子供1人につき月額1万3,000円と統一し、子供を養育する保護者等に支給するものでございます。

まず、1点目の利根町で子ども手当を受給されている人数ということでございますが、12月1日現在992名となっております。

次に、2点目の支給を断った家族があったかというご質問でございますが、辞退するという申し出はございませんでした。

続いて、3点目の町民から子ども手当について寄せられた意見についてでございますが、特にご意見は寄せられておりません。

続いて、4点目の地方自治体と企業の負担は町の財政にどのような影響があるのかについてのご質問でございますが、手当額は児童手当と比べて増額されておりますが、増額部分については国が全額負担しており、従来の子童手当制度部分についての町の負担は、児童手当のときと同じ費用負担割合が適用されておりますので、支給対象者の増減は除きますと、現行制度下では、町の財政を大きく圧迫するようなことはございません。

次に、5点目、今後の子ども手当の行方についてでございますが、平成23年度手当額について国の方針も定まっていないこともございますので、国の法律に従って進めてまいりたい、そのように考えております。

続きまして、2番目のワンストップサービスについてのご質問の1点目の、利根町は乳幼児を抱える女性の就職活動の相談窓口はあるか。また、2点目の、これからどのように対応していくのかとのご質問でございますが、現在、子育てのため仕事をやめた女性の再就職支援策として、自治体が国などと連携しキャリアプランの相談から職業紹介までを1カ所で行うワンストップサービスが注目をされているところでございます。

また、不況などの影響で、乳幼児を抱える女性が就職活動を始めるケースがふえており、この制度は利用しやすいとの話も聞いているところでございます。

さて、現在の就労相談窓口については、龍ヶ崎のハローワークで実施しているのが現状でございます。乳幼児を抱える女性の窓口と言われるハローワークマザーズサロンは、設置されておりません。また、このサービスについては、県内では水戸、日立、古河のハローワークで実施をしております。

今後は、ハローワーク龍ヶ崎でもこのような制度がいち早く確立されるよう、要望をしていきたいと考えております。

続きまして、3番目の子育て応援手当支給事業につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の現在第2子、第3子は何人で、支給総額は幾らかとのご質問でございますが、子育て応援手当支給制度については、今井議員もご存じと思いますが、簡単に趣旨をご説明いたします。

この制度は、町民の出産、子育てに対して新生児の保護者に手当を支給することにより、新町民の誕生を祝福するとともに、明日の地域づくりを担う子供たちの健全な育成を願って支給される制度で、平成22年度から始まった制度でございます。

手当の額といたしましては、第2子には50万円、第3子以降には100万円で15年にわたり分割により支給をしていくものであります。

ご質問の対象の人数でございますが、12月2日決定分までの支給決定者数については、決定者が30名で、うち第2子が18名、第3子以降が12名となっております。

支給金額につきましては、12月支払い予定も含めまして152万円となります。

また、この制度の手当の支給により、明日の利根町を担う子供たちの健全な育成に役立つことを願っているところでございます。

次に、2点目の子供の出生率増加はあったか。過去3年間の出生率はとのご質問でございますが、合計特殊出生率については統計上算出が難しいため、県の人口動態統計によります普通出生率での説明をさせていただきますと、平成19年人口1万7,533人に対し出生児は72人で、対1,000人比としましては4.1、平成20年は人口1万7,437人に対し出生児が79人で、同じく対比は4.5、平成21年人口1万7,341人に対し出生児が81人で、対比といたしましては4.7となっており、人口動態統計上は、普通出生率については上がっている状況と考えられます。

次に、3点目の子育て応援支給事業や小学校3年生までの医療費無料についての町民へ

のPRの方法や、これらについての問い合わせはどのくらいあったかのご質問でございますが、子育て応援手当支給制度の啓発方法については、町の広報紙への掲載や、パンフレットの配布、特に住民課、保健福祉センター、福祉課などでしており、そのほか町のホームページや窓口用の封筒でも啓発に努めているところでございます。

医療費の助成制度（マル福制度）につきましては、就学児「小学1年生から小学3年生まで」につきましては4月から、住民税非課税世帯の「小学4年生から中学3年生まで」については7月から、それぞれ段階的に医療費の無料化を実施しております。

この事業に係るPRにつきましては、広報紙により7月、9月の計2回掲載するとともに、ホームページにおきましても子育て支援・医療福祉の充実ということでPRを行っております。さらに、8月には町内の対象者全員に案内を郵送し、8月中旬から申請の受け付けを行っているところでございます。

また、子育て応援手当支給事業についての問い合わせ件数につきましては、詳細には把握しておりませんが、担当課には電話やメールでの問い合わせが何件かあると聞いております。

小学校3年生まで医療費無料化につきましては、今回の改正内容が小学1年生から小学3年生までということで、既にその年齢に達する以前から、このマル福制度についてはご存じの方が多いことから、問い合わせはほとんどないという状況であろうと考えております。

次に、4点目の子供たちの今後の医療費無料化につきましては、平成23年度にあっては小学1年生から小学6年生まで、及び住民税非課税世帯の中学1年生から中学3年生までについて、対象年齢を拡大してまいります。

さらに、平成24年度以降につきましては、小学1年生から中学3年生までについて対象年齢を拡大し、医療費の経済的負担の軽減や健康の保持を図ることを目的に、子育てしやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4番目と5番目のご質問につきましては、ワクチン関連で関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。

まず、子供の任意予防接種の助成につきましては、かねてより子供たちの健康保持のために優先度の高い施策であると考えております。

先般、町の事業計画の中にも織り込み、23年度からおおむね半額程度の助成を実施する方針につきましては、既にお知らせをしたとおりでございます。

国でも、さきの臨時国会の補正予算審議において可決されたことに伴い、当町でも積極的に開始時期の前倒しを行っていきたいと考えているところでございます。

予防接種の助成種類としましては、今年度前倒し実施分としまして、子宮頸がん、小児インフルエンザ菌b型（ヒブ）、それと小児用肺炎球菌の3種類を計画しております。

助成額につきましては、国の助成を含めおおむね9割を助成する方向で考えております。

開始時期につきましては、現在のところ国から何ら通知が来ておりませんので、通知を待って準備が整い次第、補正予算を上程したいと考えております。

また、23年度以降におきましては、今年度から開始する3種類のほかに、おたふくかぜ、水ぼうそう、季節性インフルエンザ、それに加えて高齢者の肺炎球菌の助成も行っていきたいと考えております。国の助成があるもの以外は、おおむね接種料金の2分の1を助成する考えであります。

任意予防接種の公費助成につきましては、すべての予防接種を無料化することは、財政状況も勘案しなければなりませんので、困難な面もございます。

こうしたことで可能な範囲で積極的な公費助成を行い、小児及び高齢者の予防接種の充実を図ってまいります。

小児や高齢者の予防接種は、健康の保持増進と感染症対策の一環でもあり、今後も積極的な情報の収集と住民への情報の提供、先進的な保健サービスの提供を目指し、努力してまいりたいと考えております。

続きまして、スーパー堤防事業についてのご質問でございますが、まず、1点目の工事の進捗状況はということですが、現在、押付本田地区の皆様が集団移転地区の約半分の2期1工区の基盤整備が終了したことによりまして、集会所を含めまして6軒の家屋が新築されまして移転が完了しているところでございます。

本年度より、残り約半分の移転先の地盤改良、盛り土工事が行われ、この工事終了後、1工区と同様に土質の沈下期間を設定し、期間終了後、換地計画に基づいた区画割、道路整備、上水道工事等が行われる予定となっております。

2点目、3点目の来年度の予算は、また当初の計画どおり完了する見込みはあるのかとのご質問でございますが、現段階で国交省側としても予算に関し、また、事業に関しまして明確に回答することができかねる状況にあるとのことですが、平成23年度予算要望も行っており、当初の計画どおり実施の方向で調整をしていると伺っております。

4点目のご質問の陳情の件につきましては、本年4月の広報とねに掲載されておりますが、2月8日国会議事堂内で民主党副幹事長に対し、また、10日には同じく当時国土交通省副大臣の辻本清美議員に対しまして、事業の早期完成に向けて地元の状況等を詳しく説明した上で要望書を手渡したところでございます。

続きまして、7番目の若草大橋及び美浦栄線、取手東線についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の若草大橋の通行無料化の考えはとのごことでございますが、若草大橋有料道路において、平成22年1月から3月までの3カ月間、通行料金無料化の社会実験を実施いたしました。

その結果、無料期間中の調査日における交通量は、無料化前と比較しまして、平日は約1,500台増の約2.9倍、休日は約1,600台増の約2.6倍となりました。

平日の栄橋で約1,000台、長豊橋で約470台、合わせて約1,500台の交通量が減少していることから、この減少分が若草大橋有料道路に転換したと考えられます。休日につきましては、栄橋、長豊橋の減少分以上に若草大橋有料道路の交通量が増加しており、無料化によって買い物など地域間交流が新たに発生していると思われれます。

このようなことから、若草大橋有料道路の交通量が増加することによって、周辺道路の渋滞緩和や地域の活性化が図られると考えております。

しかしながら、若草大橋有料道路は平成18年に供用開始してからまだ時間がたっていないことや、仮に無料化した場合、他の有料道路まで影響することなどを考えると無料化することは難しいと、現時点では考えているところでございます。

今回の無料化実験は、通行する方の料金を無料化したものであり、その減収分は県において負担しているわけでございます。もし無料化を実施するのであれば、無料化した減収分をだれが負担するかが問題となることから、通行の無料化は難しいと考えております。

次に、2点目の美浦栄線の進捗状況はとのことでございますが、主要地方道美浦栄線の建設状況については、事業主体が茨城県でありますので、担当している竜ヶ崎工事事務所から伺った内容に基づいてお話をいたします。

龍ヶ崎市八代町の主要地方道竜ヶ崎潮来線から龍ヶ崎市宮淵町の現道美浦栄線までの区間については、バイパスの新設工事が現在進められているところであり、平成23年夏ごろには工事が完了し供用開始の予定になっているとのことでございます。

この区間のバイパスが完成いたしますと、主要地方道竜ヶ崎潮来線、いわゆる潮来街道からこの美浦栄線バイパスに入り、宮淵町の現道美浦栄線に左折し、河内町生板で右折して取手東線に入り、加納新田を左折すると若草大橋有料道路へとつながることになります。これまで龍ヶ崎方面から若草大橋有料道路へのアクセスは、一般県道立崎羽根野線から取手東線を経由して入る路線が主でありましたが、もう1本の路線が加わることによって、若草大橋を利用する交通量も増加するものと期待をしているところでございます。

また、残っているバイパス区間において、惣新田の北部の新利根川にかかる橋梁工事や橋の前後の地盤安定化工事についても、間もなく着手するとのことでございます。この区間には用地が取得できていない用地が何カ所かあるとのことですが、県としては鋭意努力して早期完成に努めていくとということでもあります。

次に、3点目の取手東線の進捗状況と早期開通の陳情はとのことではありますが、取手東線バイパス事業は、県単事業として実施していることから、県財政の厳しい中での執行となっております。利根地区基盤整備で確保してある千葉竜ヶ崎線東側の用地費の確保をもとに、少ない予算で進めている状況であり、羽中地区から千葉竜ヶ崎線までの区間の開通に努力しているとのことでございます。

また、竜ヶ崎土木協会や竜ヶ崎工事事務所管内主要道路整備期成同盟会などの会議や総会において、地元県会議員や茨城県土木委員会の議員、また、茨城県土木部長への働きか

けを随時行っているところでございます。

次に、4点目の若草大橋から千葉県側の北総線への働きかけてはとのことでございますが、茨城県では若草大橋の計画当初から、千葉県とは協議を重ねてきたとのことでございます。また、その後ですが、随時千葉県側と継続的に道路交通機能の向上を図るため、話し合いを実施しているとのことでございます。この道路は千葉茨城道路として位置づけをしており、重要度については今でも変わりはないとの認識でいると県の方では話しております。

次に、8点目の旧利根中学校、旧布川小学校、旧東文間小学校の跡地活用についての質問にお答えをいたします。

今井議員もご承知のとおり、学校跡地の利活用については、利根町土地利用推進協議会の中で協議をお願いしており、これまで5回の協議会を開催していただいております。

先般、11月29日開催しました第5回協議会に、現在、町に提出されております旧利根中学校と旧布川小学校を一体的に使った活用提案と、旧東文間小学校の活用提案について審議を依頼いたしました。協議会では、提案者に出席を求め、詳細な説明を受け、審議された結果、これらの提案についてご承認をいただいたところでございます。

初めに、協議会でご承認をいただきました旧利根中学校と旧布川小学校の跡地活用についてお答えをいたします。

東京都内に本部を置く学校法人タイケン学園から、旧利根中学校と旧布川小学校を一体的に使いまして、学生1,000人規模のスポーツ系4年制大学を開設したいとの提案がございました。

この提案をされた学校法人タイケン学園は、これまでに愛媛県、福岡県、広島県、新潟県におきまして、廃校を活用してスポーツ系の専門学校や高校を開設している実績を持っております。

現在、この学校法人では、町との協議と同時並行に、平成24年4月の開学を目指して文部科学省と大学設置認可に向けた協議を行っている状況でございます。

町としましては、この大学を誘致することにより、町と大学との連携、学生と地域住民との交流による町の活性化はもとより、多くの学生が町に来ることによって、議員ご質問にある経済効果も相当見込まれるものと考えております。

さらには、大学職員の地元採用に伴う雇用の創出、学生を相手とした新たなビジネスチャンスが生まれる可能性も十分にあると考えております。

何と申しましても、学校跡地は新たな学校として活用していくことが、現学校施設を有効に、かつ効率的に活用できる利点もございます。

また、ご質問の旧利根中学校に計画している農産物直売所や併設を考えているレストラン等の運営にも、大学の誘致は相当プラスになるものと考えております。

ぜひ今回の大学誘致の実現を図って、町と大学、双方の相乗効果による町の活性化、雇

用の場の確保、さらには新たなビジネスチャンスの機会につなげてまいりたいと考えております。

次に、旧東文間小学校の跡地活用についてお答えをいたします。

東京都内に本部を置く財団法人高齢者生活支援機構から、旧東文間小学校を使いまして、適合高齢者専用賃貸住宅を開設したいとの提案がございました。この適合高齢者専用賃貸住宅は、一般的な高齢者専用賃貸住宅と違って、入居者の身体的機能の低下や介護が必要な状態になった場合にも対応できるように配慮されたものでありまして、今後、急速に進展していく高齢社会にあっては、重要な施設であると私は考えております。

また、本町のひとり暮らしの高齢者が、将来、安心して暮らしていくための受け皿としても必要な施設であると思っております。

さらには、この施設が開設されることにより、雇用の場の確保も図れるなど、波及効果は大きいものと考えております。

今回、提案のあった適合高齢者専用賃貸住宅を本町で受け入れまして、将来的な福祉の基盤づくりを行って、一人で暮らす町民の方が安全で快適に日常生活を送れる場を確保していきたいと考えております。

最後に、9番目の今後の公約実現に向けた決意とこのことですが、まずは、町の最重要課題であります旧利根中学校跡地や旧布川小学校、旧東文間小学校跡地の利活用を、今後も引き続き重点的に進めてまいりたいと考えております。

また、さきの国の補正予算に関連した事業となりますが、文小学校北校舎と南校舎からの通路の耐震事業や任意接種ワクチンの補助金化を実施し、さらには、中谷無量寺から県道取手東線までの道路整備、空き家バンク事業、ブックスタート事業、県南水道企業団との統合、老朽化下水道管の調査、ごみ減量化のためのPR用DVDの作成、フリフリグッパーやシルバーリハビリ体操のさらなる推進、イベントを通じての文化の向上、スポーツを通しての健康増進、小学校6年生までの医療費の無料化等々を執行していく予定でございます。

一方で、歴史のある利根町を、21世紀を担う子供たちに伝えていくことは、よりよい自然環境を残すこと同様に大切なことと考えております。幸い町内にはたくさんの文化人の方々がおられます。そうした皆様方のご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

行政が抱える政策課題は山積しておりますが、行財政改革等々を進めながら、こうした課題を一つ一つクリアし、だれもが安全で安心して暮らせる安定したまちづくりを町民の皆様と協働で作り上げていきたいと思っております。

今後も引き続き、住民の皆様の声に耳を傾けながら、さらなる合理化を図るとともに、優先順位を決め、柔軟性を持たせながら効率のよい能率的な行財政運営に心がけてまいります。

そして、思いやりのある明るい、しかも活力に満ちたまちづくりに全力を尽くしてまいりたいと、そのように考えている次第でございますので、今後とも皆様方のご理解とご協力、ご支援をよろしくお願いをいたします。

議長（若泉昌寿君） 今井利和君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前 10 時 48 分休憩

午前 11 時 00 分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告者、2 番西村重之君。

〔2 番西村重之君登壇〕

2 番（西村重之君） 皆さんこんにちは。2 番通告、2 番西村重之でございます。

一般質問の前に、私の長期にわたる念願でもありました町道103号線の全面改修工事が、バリアフリータイプで無事終了することができました。今後、我々ボランティアグループで、清潔できれいな道路を維持していきたいと考えております。工事改修に伴い、住民代表として、この場をおかりして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。私は3点について質問させていただきます。

初めに、1点目として、町内危険場所への信号機設置について質問します。

信号機の設置については、茨城県公安委員会が設置することは十分理解しております。町内全体を見ても危険と察知できる交差点等が10カ所ほどあると、町民の皆様から情報で聞いております。住民の皆様方の強い意見・要望として、子供たちの通学路や高齢者の皆様方の買い物等に安心して安全に行動ができるようにと願っております。そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目に、子供たちの登下校時の交通安全対策及び文間小学校への通学路に信号機設置の対策。

二つ目に、現在、戸田井橋に設置され、現在は点滅している信号機を町内危険場所への移設ができないか。

次に、住民の皆様を交通事故から守る最低限必要な箇所への信号機の設置に向けた施策の考えは。

次に、設置場所や設置方法によって設置費用は異なりますが、信号機1基当たりの費用をお聞きしたいと思います。

次に、本年10月中旬からフレッシュタウン、公民館前を通り、団地中央に出る大和交通自動車株式会社のバス運行がスタートしております。町道103号線に出る場所に壁となる塀があり、しかも視界が悪く、多くの住民やドライバーの方からも早期に信号機の設置要望が毎日のように出されております。この場所は、町も信号機設置の必要性を感じてい

る町道103号線、それも早尾台・羽根野台のバス通りですけれども、団地中央バス停横交差点への早期設置はできないか。

次に、2点目としまして、町税等の滞納額及び徴収方法や不納欠損額処理について、ちょっとお聞きしたいと思います。

利根町の財政が厳しい中、町民税・固定資産税を含む町税、国民健康保険税、介護保険料や公共下水道事業負担金と使用料、これは平成21年10月から水道料と合わせて徴収した結果、徴収率が大幅に改善されたことは十分理解しております。滞納額が年々増加しております。現在の状況を考慮すると、今後も厳しい状況下に置かれることは言うまでもありません。徴収対策も十分な検討の上で実施しているとは思いますが、また、不納欠損額処理については、5年という期限つき条件ですが、税金の未納は税負担の公平性を保つためにも、滞納者に対し納付されるようさらなる努力が必要だと思います。納税は社会の基本ルールです。そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

一つ目に、年々増加する町税の滞納額の徴収対策方法と徴収実績。特に町民税と固定資産税についてお聞きしたいと思います。

2点目に、延滞金の利率をお聞かせください。また、経過基準があれば明細もお聞きしたいと思います。

三つ目に、平成18年度以降の差し押さえ明細と件数。これも不動産、動産、債権等あると思いますので、具体的な内容で答弁をお願いしたいと思います。

4点目に、差し押さえ財産の公売実績。

5点目に、介護保険料の滞納金も年々増加している中で、介護保険制度は3年に一度、制度や保険料の改正が行われます。平成24年度の介護保険料改正に伴う滞納への影響についてお聞きしたいと思います。

6点目に、公共下水道事業の使用料の滞納額が、平成21年10月以降の徴収方法の変更により減額しておりますが、不納欠損額が逆に増加しております。徴収対策等についてお聞きしたいと思います。

次に、3点目として、行政としてできる雇用の促進策はあるのかについて質問したいと思います。

景気低迷が長引き、職についていない方が多いと聞き、しかも再就職できないという状態が続いています。大学生・高校生の就職率も激変している中、行政としてやれることは限界があるかもしれません。企業の誘致等積極的に推し進めて、雇用の促進、働く場所の充実を図らなければならないと思います。現世代はもちろんのこと、高等学校を卒業して他都道府県へ進学、卒業した若者は就職先がなければ利根町に戻ってまいりません。利根町の活性化・発展のために、まずは働く場所づくりと働ける条件づくりが重要であると考えております。町長はどのような構想を持ち取り組んでいく考えなのか、お伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 西村重之君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、西村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、信号機の設置に当たっては、議員ご指摘のとおり、茨城県公安委員会が意思決定を行っており、設置の効果、緊急性、住民の要望等を勘案し、より必要性の高いものから設置しているところでございます。西村議員のご質問につきましては、取手警察署交通課に現状を伺ってまいりましたので、その内容を踏まえ申し上げたいと思います。

1点目の文間小学校通学路への信号機設置についてでございますが、旧東文間小学校前押しボタン式信号機を町道112号線の文間小学校入口交差点へ移設する要望を、平成21年10月及び平成22年9月に取手警察署へ提出しているところでございます。

この件につきましては、町道112号線と町道208号線の交差点は、周りを水田と水路に囲まれ、信号柱を立てる場所を確保することができず、また、交差する2本の町道の幅が狭いため、歩行者の信号待ちで待機する場所も確保できないため、信号機を設置することは困難であるとの回答を得たところでございます。

2点目の戸田井橋に設置されている点滅式信号機を町内のほかの危険場所に移設してはとのご質問でございますが、この信号が現在に至るまでの経緯をお話いたします。

平成19年の栄橋布川陸橋拡幅工事に伴い、交通規制が行われ、千葉、龍ヶ崎間を通行する場合、戸田井橋交差点を通過するルートを迂回路といたしました。これに伴い戸田井橋交差点の交通渋滞が見込まれるため、茨城県公安委員会より3灯式信号機を設置していただいたという経緯がございます。

しかし、朝夕において予想外の交通渋滞が発生し、住民及びドライバーからの苦情が多くあり、現在の点滅式信号に変更されたところであります。

当初、茨城県公安委員会では、栄橋布川陸橋拡幅工事の終了後は信号機を撤去する予定でしたが、現地交差点は以前から車両の追突事故がたびたび発生している危険場所として、町から信号機の設置を要望していた場所でもあり、また、今後、藤代駅への交通量がふえることも予想されることから、平成19年10月に茨城県警本部、並びに取手警察署へ信号機存続の要望書を提出いたしました。その要望が受け入れられ、現在に至っているところであります。このような経緯から、戸田井橋点滅信号機の移設は、町としても考えてはおりません。

3点目の危険場所への信号機設置の施策についてということでございますが、冒頭に申し上げましたとおり、信号機の設置に当たっては茨城県公安委員会が設置効果、緊急性、住民の要望等を勘案し、より必要性の高いものから設置しているのが現状でございます。

平成22年度11月末現在の取手警察署管内における既存道路への信号機設置は2カ所であ

り、取手市、守谷市各1カ所とのことでございます。

このように信号機の既存道路への設置は、非常に厳しい状況でもございます。しかしながら、町としましては、町民の皆さんの安全を守るために、取手警察署に要望活動を続けていくとともに、町担当職員にも機会があるたびに取手警察署へ口頭により信号機設置のお願いをしているところでございます。

4点目の信号機の設置費用でございますが、設置場所や信号機の種類によって異なります。1基当たり約250万円から600万円かかるということでありまして、茨城県公安委員会が設置に当たっての意思決定から維持管理全般を行っており、町単独での設置は不可能ということになります。

5点目の早尾台団地中央バス停横交差点への信号機早期設置についてでございますが、3点目のご質問でお答えしましたように、取手警察署に今後も要望活動を続けてまいりたいと考えております。

交通安全は住民の皆様の願いであると認識しておりますし、また、交通事故を防止するには、住民一人一人の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることが重要でもあると考えているところであります。

町といたしましては、取手警察署、取手地区交通安全協会との連携のもと、利根町交通安全指導隊、並びに利根町ネットワークを初めとするボランティア団体の協力を得て、街頭キャンペーン、通学路の立哨指導、各小学校、幼稚園、保育園での交通安全教室等を実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、見通しの悪い交差点等へのカーブミラーを設置し、交通安全及び交通事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目の町税等の滞納額及び徴収方法や不納欠損処理についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の、滞納税の徴収対策方法とのことでございますが、当町におきましては、滞納者全員に一斉催告書の発送を年1回、一斉催告に伴う休日納税相談を年1回、臨戸訪問を年1回から3回、管理職による現年度分滞納者の臨戸訪問を年1回実施しているところでございます。

また、本年は新規滞納者の抑制のため、現年度分の滞納についても一斉催告書を発送いたしました。その後、催告書の発送、臨戸訪問によりまして納付のない方、または連絡のない方につきましては、滞納額、財産状況、生活状況等から処分対象者を判断いたしまして差し押さえ予告書を発送しております。

そして、平成20年度からは、茨城租税債権管理機構へ高額滞納案件、徴収困難案件等の徴収業務を年間約10件ほどお願いしているところでございます。

徴収実績であります。個人町民税から申し上げますと、平成19年度滞納繰越の調定額4,602万1,113円に対しまして徴収額963万2,260円、徴収率にしますと21%でございます。平成20年度は調定額5,849万2,334円に対しまして徴収額は1,131万6,560円で、徴収率は19

%でございます。平成21年度は調定額6,506万6,801円に対しまして徴収額が1,407万902円、徴収率は22%となっております。

続きまして、固定資産税の徴収実績でございますが、平成19年度滞納繰越の調定額7,058万3,058円に対しまして徴収額1,044万9,859円、徴収率にいたしますと15%でございます。平成20年度は調定額8,026万4,902円に対しまして徴収額が1,496万7,590円、徴収率は19%でございます。平成21年度は調定額8,108万6,134円に対しまして徴収額1,508万6,048円、徴収率は19%となっております。

町税4税目の合計で見ますと、平成19年度滞納繰越の調定額1億2,559万382円に対しまして徴収額2,158万6,880円、徴収率にしますと17%となっております。平成20年度は調定額1億4,891万6,983円に対しまして徴収額2,834万5,572円、徴収率は19%でございます。平成21年度は調定額1億5,652万4,051円に対しまして徴収額3,103万2,324円、徴収率は20%となっております。

2点目の延滞金の利率とのことでございますが、納期限までに納付されていない税金に対して、納期限の翌日から1カ月を過ぎるまでの期間は年7.3%、それ以降は年14.6%の割合で延滞金が計算されることとなります。

ただし、地方税法の一部改正によりまして、平成12年1月1日以後の延滞金に適用される年7.3%の割合の部分につきましては、当分の間、前年の11月30日時点の日本銀行法第15条に規定する商業手形の基準割引率、いわゆる公定歩合と呼ばれていた利率にプラス4%の割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては日本銀行法第15条に規定する商業手形の基準割引率プラス4%の割合を適用し、プラス4%の割合が年7.3%以上の場合には、年7.3%の割合が適用となります。

なお、平成22年度中の納期限の翌日から1カ月を過ぎるまでの利率は4.3%となっております。

3点目の、平成18年度以降の差し押さえ件数と明細はとのことでございますが、平成18年度の差し押さえ件数は13件であります。すべて不動産の差し押さえでございます。平成19年度につきましては12件で、内訳は不動産の差し押さえが11件、報酬の差し押さえが1件となっております。平成20年度につきましては20件で、内訳は不動産差し押さえが17件、国税還付金の差し押さえが3件でございます。平成21年度につきましては31件、内訳は、不動産差し押さえが21件、国税還付金の差し押さえが9件、報酬の差し押さえが1件となっております。

4点目の、差し押さえ財産の公売実績はとのことでございますが、町単独での公売執行は、現在のところございません。

平成20年度から茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管しておりますが、その案件について茨城租税債権管理機構の方で2回不動産公売を実施しております。平成20年度と平成21年度に各1件実施しておりまして、それぞれ売却済みとなっております。

また、茨城租税債権管理機構において、来年3月にも1件公売を予定しているところでございます。

続きまして、5点目の介護保険料の滞納への影響につきましてのご質問でございますが、介護保険料は年額18万円以上の年金を受給されている方は、年金天引きによる特別徴収となっております。調定額全体の88.1%を占めております。

保険料滞納の対象となるのは、特別徴収以外の普通徴収による部分になりますが、平成21年度決算においては、現年度普通徴収の収納率は約91%となっております。未納額につきまして191万5,600円となっております。なお、特別徴収と普通徴収を合わせた収納率は約99%となっております。

参考までに申し上げますと、平成21年度過年度分調定額としては、平成19年度分171万200円、平成20年度分192万8,100円となっており、滞納されている方に対しまして、引き続き納付をお願いしていきたいと考えております。

また、平成24年度からの第5期計画における介護保険料の設定につきましては、給付額の推移により増減いたしますので、滞納への影響は現段階では不明であります。介護保険制度への理解を得ることが滞納額を減らす上で重要であり、制度に対する啓発も進めていきたいと考えております。

6点目の公共下水道事業の使用料の滞納についてお答えをいたします。

昨年10月からの上下水道料金一本化によりまして減少の傾向にあり、平成21年度決算では調定額1億8,169万362円に対し、収入済額1億7,763万7,698円で収納率は97.8%であり、本年度決算では収納率は99%になる予定であります。

また、不納欠損額が増加しており徴収対策はとのことですが、昨年度不納欠損額が増加した要因は、使用料の請求後5年以上経過し、たび重なる督促にもかかわらず何ら応じなかったものの、平成7年度からの滞納を不納欠損処分したことにより額が一時的にふえたということでございます。

なお、徴収対策はとのことですが、6月議会でも答弁しましたとおり、下水道使用料の現年度分については、上下水道料金の一本化徴収により収納率の向上が図られており、過年度滞納分について重点を置き、未納のお知らせの発送、また、戸別訪問による滞納整理の強化等に努めていきたいと、そのように考えています。

次に、三点目の行政としてできる雇用の促進策はあるかのご質問にお答えをいたします。

町民の働く場と自主財源の確保につながる新しい産業の創出は、町の最も重要な課題であると、そのように認識をしております。

3期基本計画の新しい産業の振興の施策において、製造業にとらわれない幅広い分野、業種による新しい活力ある産業の創出を目指すこととし、産業用地の検討とあわせて誘致企業についての研究を進めると策定されております。

このことを踏まえ、西村議員も委員としてご協力をいただいております利根町土地利用推進協議会を本年6月に設置し、幅広く町民の意見等を伺いながら、学校跡地などの町有地の有効な利活用策を最優先課題とし、雇用の場の確保や産業の振興を図れるよう、事業の推進を行っているところでございます。

また、企業誘致策としましては、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指し、本町と取手市、つくばみらい市と連携し、茨城県南部地域産業活性化基本計画を昨年の3月に策定し、設備投資促進税制、低利融資制度など、国、県のさまざまな支援制度を受けられるようにしております。

さらに、町単独の企業立地促進条例を制定し、進出した企業には固定資産税相当額の5年間交付や新規雇用者への助成など、茨城県内でも有数の町単独の優遇措置を設けておるところでございます。

議長（若泉昌寿君） 2番西村重之君。

2番（西村重之君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、信号機の設置の件でございますが、いろいろと努力はされておるという認識を持っております。この信号機が設置されているから安心・安全で事故がないと言い切れない部分も十分あると思っております。子供たち、それから、高齢者の方々が道路を渡るタイミング、これによって事故に遭遇するケースも多く見られております。これは利根町ではありませんが、一般的にそういう見方がされていると思われまして。

事故発生というのは、歩行者の落ち度もあるかもしれません。だけど、これはほとんど車の運転手の不注意によるものだろうと私も理解しております。そこで、本年の11月23日現在において、利根町町内で発生した交通事故の状況、これも取手警察の方でも確認させていただいたのですけれども、月平均大体20件くらい事故が発生しております。これは大きな人身事故に至っておりませんけれども、これもほとんどドライバーの前方不注意というのが多いということで聞いております。

ちなみに、1月で14件、2月で25件、3月で21件、4月で23件、5月が26件、6月が17件、7月が21件、8月が25件、9月が20件、10月が22件、11月は途中でしたけれども、一応16件と、月大体平均20件事故が発生しております。これは幸いにも人身事故ではないのですけれども、前年度よりも12件減っているような状況ですけれども、安心できるような状況ではありません。

また、この事故の発生時間帯、これは特に皆さんご存じだと思います。通勤時間帯の早朝、夕暮れ時、これが一番多い状況の経過だと聞いております。これは交通事故が発生してからでは遅いのですけれども、たまたま町内ではそういう大きな人身事故は発生しておりませんが、より以上に注意をしていかなければいかんだろうと考えております。

特に利根町で交通事故の発生場所としましては、一番多いのは、先ほど私も質問させていただきましたように、戸田井橋の点滅信号の部分ですね、これが15件。これは利根川が

ら進んで左折する車、これがほとんど前方不注意、だから右側だけ見て左側を見ていないというのがひとつ多いと思うのです。これらの部分も改善していかない限り、まだまだ事故は発生していくのではないのかという感じを受けております。一旦停止標示もなければ、ただアンダーラインを引いているだけ、あとは点滅は、皆さんドライバーの中でも見ているようで見ていない部分もあろうと思うのです。だから、その辺もちょっと先ほど質問させてもらったような要因でもあるわけです。できるだけ改善していただいた方が事故防止につながるのかなと考えております。

それから、次に多いのがランドロームの交差点付近で、これが11件。それから、3番目に多いのが栄橋交差点で10件、セブンイレブン利根店付近で8件、ヤオコー利根店、マツモトキヨシ利根店もありますけれども、この付近で8件、それから、横須賀交差点で7件、これは約十四、五メートルの間に信号機が2台あるという形で見間違いしているドライバーが多いのではないかという状況になっています。

それから、利根町役場の南側交差点で4件、それ以外に県道千葉竜ヶ崎線、これは土曜日曜日に多いのですけれども、栄橋手前で追突事故が発生しているケースが多いと聞いております。

利根町も少子化が進む中で、子供たちは大事な財産でもあります。私自身も時間のある限り、子供たちの登下校時の安全立哨、それから、先ほど町長もおっしゃっていましたように、私もネットワーク協議会に一応所属しております、街頭キャンペーン、いろいろ等で交通事故の注意を訴えております。よき利根町、これらを築き上げる高齢者の方々に対して、安心してより安全に生活できるように、交通事故から守っていかねばならんだろうと考えております。

そこで、いろいろな努力をされておるのですけれども、平成19年度以降、取手警察署管内で設置された信号機の数ですね、平成19年度においては守谷市の3基、取手市も3基、利根町はありません。先ほどからゼロということはわかります。それから、平成20年度は守谷市が2基、取手市が1基。21年度においては守谷市が1基、取手市が2基。今年度は多分11月末現在でも守谷市が1基、取手市1基という状況で、利根町はここ4年、はっきり言って信号はついていないという状況であります。

利根町にはそういう計画もないということになれば、今後どのような形で取り組んでいくか、先ほども町長からの答弁を聞いておりますので、速やかな対応策をとっていただきたいと考えております。

ちなみに、茨城県、これは毎年ですけれども、事故発生件数は全国で第3位、1位は北海道、2位は東京という状況になっています。それだけ車の台数が多く所有されている影響も大きいのではないかということも考えられますので、その辺、十分理解した上でもう一度、利根警察署、交通安全協会等への働きかけをしていただければありがたいかなと考えております。

それから、次に2問目の滞納関係についてもう少しお聞きしたいと思います。

先ほども町税、国民健康保険税等いろいろな滞納額があるわけですが、全体的に見てみると、町税と国保税が中心になっております。平成18年度町税が40.19%、国保税が42.39%でトータルで82.58%、これは一般会計、特別会計、データ状況は後でまた話をさせていただきますけれども、一応滞納額についての中心的な約82%、これは19年、20年、21年度とほぼ横ばいになっておるわけですが、滞納率は年々ふえてきております。特に平成21年度、町税で40.74%、国保税が44.08%で84.81%と、年々増加しているのはわかると思います。

これらの状況を見ていきますと、高齢化社会の影響を受けていることが十分考えられると思います。そこで、今後も影響が出る可能性がある項目が幾つか考えられております。ただ、これは今、国の方でいろいろな状況の模索と申しますか、方向が定まっていないう状況の中でありますので、具体的なものはちょっと答弁ができないだろうなと思いますけれども、現状のまま推移した場合にどういう形になるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

初めに、学校給食、これは通告はしておりません。一応滞納という形の中で入れさせていただきました。学校給食を実施する全国の公立小中学校、これ2009年度において給食費の未納額は全国で26億円、これは文科省の調べで判明しております。今回の未納額の抽出調査は、厳密な比較はできないのですが、全国を対象とした前回の調査、これは2005年度に比べて約4億円が増加、その主な原因とされているのは保護者の責任や規範意識の問題が53.4%、保護者の経済問題が43.7%、2008年度のリーマンショック以降、長引く不況が家庭に深く影を落としているような実態であると。利根町においても滞納があると聞いております。詳細等がわかれば、対応策と一緒に答弁していただけたらありがたいなと思っております。

次に、昨日の町長のあいさつの中にありました失業率、これは平成22年10月の完全失業率、前月よりも0.1ポイント上昇で4カ月ぶりに悪化し5.1%という状況になっております。男性は0.1ポイント改善されているわけですが、されど5.4%、女性の場合は0.3ポイント上昇の4.6%、悪化幅がさらに大きくなっております。子供も若者の状況及び子供、若者育成支援策、実施状況によると、2009年度の実業率は前年比平均で5.1%に対して、15歳から19歳が大体9.6%、20歳から24歳が9%と、若年層の雇用状況の悪化が浮き彫りになっているような状況であります。また、フリーターの増加や企業の新卒者採用抑制、景気低迷の長期化、これらが若年層を直撃しているのが懸念されております。

きょうの新聞の中にも、高校生の就職内定率、10月末であります、前年に比べて1.9ポイント改善されて57.1%、まだ厳しい状況が続くことには変わりはないと思います。男子では61.5%、女子の場合は50.8%、特に学科別で見ると、工業関係が76.2%、福祉関係が63.1%、商業関係で58.4%、看護関係で39.2%、これは低い状況だと思います。茨城

県全体で見ると52.9%、これも関東一円では真ん中にある順番の内定という状況で、一番いいのが群馬県で64.9%、東京が一番悪くて51.2%という状況になっております。

これらの状況が続く中で滞納額、ちょっと心配するのは、納付できるかどうか、それが一番気がかりなところであります。

その中には、今度の政府税制調査会がいろいろな形で政策方針を出そうという状況の中で、いろいろなニュースが流れております。その中でも新高齢者医療制度の問題、それから、介護保険制度の改正の問題、子ども手当の問題、それから、相続税の問題、いろいろな問題が加味されてきております。

これらはまだ確定云々という問題ではないので、ちょっと想定はしづらいと思いますが、これらの影響によってさらなる滞納がふえる要因になるのではないかと考えられますので、その点、状況的にわかればお知らせいただければありがたいなと考えております。

それと、3点目に行政としてできる雇用促進、私も土地利用のメンバーでもありますけれども、先ほど町長からも答弁が出ております。行政と町民とが一体となって進めていかなければならないと思います。行政としての雇用創出、町民雇用機会の拡大として大変重要な問題になります。雇用創出としての企業等の誘致、町財政基盤の強化、町民の雇用確保のために欠かせない重要施策であることは言うまでもないことだと思います。現在、先ほども町長から話がありましたし、今井議員の質問の中にもありましたように、旧利根中学校、旧布川小学校、東文間小学校跡地の利活用について、学校法人タイケン学園等から利用申請が出されております。本町として大変ありがたい話だと思います。ぜひ実施に向けて頑張っていただきたいと思います。

さらに、町の活性化、発展等につなげられると思いますので、もう一度町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、西村議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、信号機については、先ほど実態をお話したとおりでございます。ここ数年、利根町では1基も新設をしていただけていないというのが現状でございます。ただ、フレッシュタウンの方から、栄橋の十字路の取手の方から来たところですね、要するに庁舎の方から行ったところ、あそこの歩道がかなり前に出ているということで、昨年度セットバックを安全協会の方をお願いして、やっと最近になってセットバックしていただいたということもありますし、また、診療所の先に、今度医薬品の受け取り所が取手東線の反対に渡らないと薬をもらいに行けないということで、診療所に来る方、高齢者の方が割合多いので、あそこへ歩道をということで、これも去年、私の方から安全協会の方へお願いしていたのでありますが、約1年かかりましたけれども、やっと歩道の線引きをしていただいたということで、今後とも県の方も安全協会の方も大変厳しい財政状況の中で、住民の交通

事故防止に努めてまいりたい、関係機関当然連携をしていかなければならないわけですが、関係機関連携をして住民の方の交通事故防止、また、その啓発を進めていきたいと考えております。

それと、学校給食のことがちょっと出ましたのですが、私、子育て環境をよくするという事でマニフェストにうたったのでありますが、食育というのは家庭が基本であり、また保護者が負担するのが当然だと、これは最低限の条件だという信念を持っておりますので、子育て環境をよくする上で給食費を無料化するという事、西村議員はそういう要望を出していませんが、私の考えを述べさせてもらおうと、無料化するという事もほかの自治体でやっておりますが、私はそれは子育て環境をよくするという上では逆効果であろうと、私はそのように考えております。

また、滞納額等々については担当課の方から説明をさせたいと思いますし、また、雇用問題については、利根中学校跡地活用、布川小学校跡地活用、東文間小学校跡地活用、そして利根中学校には直売所等々も設置して活用すれば、それなりの雇用は生まれると思っておりますが、あと6.35ヘクタール、立木地内なのですけれども、中田切のところの町有地6.35ヘクタール、これも何とか利根中、布川小学校跡地、東文間小学校跡地、また直売所等々一段落しましたら、この6.35ヘクタールについても何とか活用し、雇用の創出をしていきたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いをいたします。

詳細につきましては、担当課から説明をさせます。

議長（若泉昌寿君） 西村議員、先ほど給食の滞納のことを聞きましたけれども、通告外ですので、議場に資料がありませんので、ここで答弁は差し控えさせていただきます。

税務課長鈴木弘一君。

〔税務課長鈴木弘一君登壇〕

税務課長（鈴木弘一君） それでは、西村議員のご質問にお答え申し上げます。

現状のままでいった滞納額の推移ということですが、今回扶養控除の見直しということで、15歳未満、いわゆる中学生以下ですね、そういうのは子ども手当が支給されていますので、住民税においては33万円が廃止されます。それと高校生の特定扶養上乘せ分、住民税だと12万円、それが24年度課税分から廃止になりますので、ですから滞納が幾らかふえるのではないかと考えております。

あと、そのほかについては税法があいまいなので、ちょっとお答えすることができませんのでご了承ください。

議長（若泉昌寿君） 西村重之君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前 11時51分休憩

午後 1時00分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

税務課長から訂正発言を求められておりますので、これを許します。

税務課長鈴木弘一君。

〔税務課長鈴木弘一君登壇〕

税務課長（鈴木弘一君） 先ほど、私、西村議員の質問に対しまして、年少扶養控除33万円と上乗せ分12万円、24年から実施されると言いましたけれども、改正されたのは所得税法であって地方税法は来年改正の予定ですので、もし地方税法が改正された場合、24年度の住民税につきまして扶養控除33万円と上乗せ分12万円がなくなりますので、滞納がふえるのではないかということに適正をお願いしたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

議長（若泉昌寿君） 発言が終わりました。

3番通告者、9番五十嵐辰雄君。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

9番（五十嵐辰雄君） 3番通告、9番五十嵐辰雄でございます。私は大きく分けて次の2点について質問いたします。1番ですが、町の基幹産業である農業政策は現在どのように進めているか。2番ですが、空き家対策事業について。

まず、町の基幹産業である農業政策です。

国の農業政策を歴史的に見ると、最初に農業基本法が昭和36年に制定されました。これは農業政策の指針を定めた法律です。主な内容は、食料・農業・農村についての施策を総合的・計画的に行うことが基本としております。この法律により農業の構造改善政策が実行され、大型機械の導入により日本農業が近代化されました。しかし、産業構造の変化により生産性の低さから所得格差が生じ、農家が兼業化、離農者、担い手不足が発生しました。

農業の憲法と言われた農業基本法も時代とともに変わり、平成11年には食料・農業・農村基本法の施行によって廃止されました。

2007年に施行された品目横断的経営安定対策から、2010年には民主党の政権交代により戸別所得補償制度が導入になり、これまでの農業政策が転換となりました。

最近、政府が検討を表明した自由貿易のあり方についての環太平洋連携協定、いわゆるTPPは、農業に限らず全産業に甚大な影響を及ぼし視界不良です。まさに国論を二分する議論に発展しました。アジア太平洋自由貿易圏構想によれば、関税や投資の制約を取り除き市場の自由化を進めることにあります。そこで農産物の市場開放が標的となっております。以上のような時代背景を踏まえて新しい視点から、次の4点について質問いたします。

1番ですが、利根町の基幹産業である農業の10年、20年後に向けて、農業者が安心して希望を持って経営できる農業政策は。

2番ですが、後継者の育成、担い手の対策。

3番ですが、農地の利用集積の現状と施策。これは担い手への農地の利用集積です。農地利用集積円滑化事業の進捗状況をお伺いいたします。これは対象でございますが、町の方では認定農業者だけですか、それともそれ以外の農業者に対しても適用されるかどうか、その点も確認いたします。

4番ですが、遊休農地の現状と活用策でございます。

2番ですが、空き家対策事業でございますが、利根町は首都圏の外延化を受け入れるため、町では住宅政策を推進し、民間企業による大規模住宅開発が行われ人口は急激に増加しました。しかし、就労の機会が少なく、利根町に定住する人々がだんだん少なくなって原因は何でしょうか。次のことが考えられます。

労働生産性の低い国内企業は労働賃金が安い東南アジアへ進出し、産業の空洞化をもたらしました。安い海外製品の輸入が盛んになり、競争力の弱い企業は倒産、廃業に追い込まれました。企業の国際分業の名のもとに就労の機会もなく、労働市場の先行きは見通しが暗く、地域活力の低下が危惧されます。

少子高齢化により人口の減少が著しく、小中学校は統廃合し展望が全く開けません。このような状況の打開策として、市街化区域と市街化調整区域に分けてある区域区分の住宅を一体的に共生できる環境をつくり、定住対策を進めることが肝要でございます。

そこで、町全体にわたり潜在的な空き家を含めて調査し、空き家情報をデータベース化して希望者にあっせんし定住を図ることで、現在、町で考えている施策の内容について、次の5点に分類してお尋ねします。

1番ですが、空き家の調査状況。

2番、所有者が空き家を提供した場合の固定資産税の対策でございます。

3番は、あっせんの方法。

4番は、広報活動。

5番は条例の制定。

これを具体的に細かくご答弁願います。

議長（若泉昌寿君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

1点目の利根町農業の10年後、20年後に向けて、農業者が安心して希望を持って経営できる農業政策についてでございますが、平成11年に食料・農業・農村基本法が制定されまして、これに基づいておおむね5年ごとに基本計画が策定されておるところでございます。本年3月に見直しが行われた食料・農業・農村基本計画では、国民一人一人の理解と行動のもと、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指すとともに、食糧の安定供給を国家の最も基本的な責務として確保する必要性を指摘しております。

現在、日本の食料自給率は、議員ご存じのとおり、カロリーベースで41%と、先進国の中では最低水準にあります。世界の穀物等の需給は逼迫基調にあり、食料自給率を最大限向上させていくことが必要不可欠となっております。

しかし、食糧を生産する農村現場では、農業者の高齢化が進み、耕作放棄地の増加や集落機能の低下等が問題になっております。このような状況の中で、食糧の安定供給を確保し食料自給率の向上を図るためには、地域農業の振興が極めて重要であると考えております。

去る11月30日には、環太平洋パートナーシップなどの貿易自由化の進展をにらみ、国内農林水産業の強化を図る政府の食と農林水産業の再生推進本部の初会合が開かれております。この会合で、1番、戸別所得補償制度、二つ目、農林水産業の成長産業化、三つ目、消費者ニーズに対応した食品供給システム等が提案され、来年6月に基本方針が策定されると報道されております。町としましては、国の状況等を注視し、農業政策を展開していきたいと考えているところでございます。

昨年の政権交代におきまして、戸別所得補償制度や水田利活用自給率向上事業等の導入により、農業政策は大きく転換しております。10年、20年後に安心して希望のある農業政策とのことでありますが、現時点で将来の政策提示は非常に難しい状況にあります。

しかし、農業経営で重要なことは、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となることが重要であります。この実現には、農業生産の持続性を確保し、国民への食糧の安定供給を図っていくためには、これを支える人材の確保が不可欠な課題となっております。

こうしたことから、十分な所得が確保できる農業経営体を育成し、また、農業が成長産業となるような環境づくりを推進していくべきと考えております。

このような政策の実現のため、現時点では国、県及び関係機関の指導をあおぎながら戸別所得補償制度等の各種対策を進めていかなければと考えております。

次に、2点目の担い手対策についてでございますが、当町の担い手の現状は、現在、21経営体を認定農業者として認定しております。農業の担い手育成については、担い手に対するきめ細やかなフォローアップを行い、経営発展に向け経営管理能力の向上など、質の面の経営支援活動が重要になっております。

本町では、平成18年2月に農協や関係団体などを巻き込んだ利根町地域担い手育成総合支援協議会を立ち上げ、担い手の育成を本格的に開始しております。

この協議会は、平成19年度から国からの支援を受け、担い手アクションサポート事業を実施しております。これは、担い手の確保・育成を加速的に推進するため、これまでの担い手向けの多岐にわたる支援体系を一本化し、担い手の育成を図るものであります。

この事業によりまして、農政に係る資料提供等を行い、担い手の育成を推進してまいりました。今後も町として、情報提供等の対策を実施してまいりたいと考えております。

また、担い手の農業用機械助成につきましては、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業等の国の制度を積極的に利用し、担い手育成を図っているところでございます。

今後も当町農業にとって担い手育成が重要な課題であります。国、県の事業等を活用し、担い手の育成を図っていきたいと考えております。

次に、3点目の農地の利用集積の現状と施策についてでございますが、農地を農地として貸し借りする場合、農地法の規定により、農業委員会の許可を受ける必要があります。しかし、この場合、貸した農地が戻ってこないのではないかという不安から、農地の貸し手が消極的になってしまう傾向にございます。

そこで、効率的かつ安定的な農業経営を育成するという目的を実現するため、意欲のある農業経営者を総合的に支援するために、平成5年に農業経営基盤強化促進法が制定されております。この法令に基づき、農地の利用権設定をすることにより、一定期間での農地の貸借関係が可能となりました。

農業者の高齢化や兼業化、後継者不足などのため、農地が遊休化しつつもあります。これを解決する一つの手段が利用集積であり、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定め、農地の流動化を図るとともに、貸し手・借り手双方が安心して農地の管理ができる制度でもあります。町内の農地利用集積の状況でございますが、12月1日現在、145.1ヘクタールの農地が利用集積されております。

また、昨年12月に農業経営基盤強化促進法が改正施行され、農地利用集積円滑化事業が導入されております。この事業は、これまでの利用集積とは異なり、農地利用集積円滑化団体が農地所有者から委任を受けて、その者の代理で農地の貸し付け等のあっせんを行うものです。当町においては、利根町地域担い手育成総合支援協議会がこの農地利用集積円滑化団体となり、利用集積を推進してまいります。

次に、4点目の遊休農地の現状と活用についてでございます。

農業・農村における担い手の不足や高齢化の進展、農産物価格の低迷等により遊休農地が急速に増加しております。さらに今後、相続等による町外の農地所有者の増加が見込まれ、中山間地域だけではなく、比較的条件のよい平地農業地帯であっても遊休農地がふえることが懸念されております。

最近発表された2010年農林業センサス調査によれば、耕作放棄地面積は、利根町の場合44ヘクタールとなっており、県下44市町村の中で河内町に次ぐ2番目に低い面積となっております。

現在、町では、この農林業センサス調査とは別に耕作放棄地調査を実施しており、今後、来年1月から2月にかけて、農業委員による現地調査を再度実施する予定でございます。これらの調査をもとに、耕作放棄地所有者に保全管理等の管理を促し、遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、二つ目の空き家対策事業のご質問についてお答えをいたします。

まず初めに、空き家対策事業について申し上げますと、この事業は、町内の空き家の有効活用を通して定住促進、地域活性化、防犯防災対策、景観維持を図ることを目的としております。

それでは、1点目の空き家の調査状況についてお答えをいたします。空き家が多いであろうと予想される羽根野台・早尾台・白鷺の街・八幡台・利根ニュータウン・利根フレッシュタウンの6地区について、まちづくり推進課職員が現地に行き、目視による空き家外観調査を本年5月に行い、空き家と思われる居宅191軒を抽出しております。

この結果に基づきまして、空き家の所有者の方々を対象に空き家の状況などを伺い、空き家情報バンク制度を構築するために必要な情報やサポート体制のあり方などを考察することを目的に、今年9月ですが、187物件を対象に空き家に関するアンケート調査を実施したところでございます。

また、地元不動産会社、商工会及び関係区長等に現在の空き家状況等について聞き取り調査を行っているところでもでございます。

次に、2点目の所有者が空き家を提供した場合の固定資産税についてのご質問と、3点目の借りた場合の賃貸料についてのご質問は、空き家対策事業において賃貸借料金の関連質問でございますので、一緒にお答えをいたします。

現在、先進自治体手がけている事例及び地元関係者の意向調査等を踏まえ検討しているところですが、空き家所有者に対しましては、資産税の減免または軽減を図るのではなく、初めはそういう予定で進めておりましたが、いろいろ調査研究したところ、別の方向性がよいという結果が出ましたので、リフォーム工事の助成、また空き家の購入者及び賃借人につきましては、町内転居初期投資費用助成（引っ越し代とか仲介手数料）を考えております。この助成金制度を行うことにより、利根町の実情に合った、また町に対しての経済効果及び活性化が図れる事業になると考えております。

次に、4点目のあっせん方法についてお答えをいたします。

空き家を貸したり売ったりすることを希望される持ち主に登録していただき、利根町に定住したい方へ物件を紹介できるシステム（情報発進）として、空き家情報バンク制度の構築を考えております。

この空き家情報バンクの情報を町のホームページを通じて公開し、定住・住みかえなどで空き家の利用を希望する方に情報を提供します。

また、空き家の希望者と所有者との成約後のトラブルの防止、二者間を安全かつスムーズに手続を進めるため専門業者の知識が必要でありますので、媒介業務について、社団法人宅地建物取引業協会等と協定を結び、事業を実施していく方向で現在考えているところでございます。

次に、5点目の広報活動についてお答えをいたします。

町のホームページや広報とねでの周知はもとより、パンフレットやチラシを制作しまし

て、イベントなどでの配布等を行い効果的なPR方法を行っていきたいと考えております。また、社団法人宅地建物取引業協会等と協定を結び事業を実施できれば、必然的に不動産業者等への情報発進が行われると考えております。

次に、6点目の条例の制定についてお答えをいたします。

空き家情報バンク制度につきましては、空き家バンク制度要綱を現在策定しているところでございます。施行日につきましては、平成23年4月1日以前で考えております。

また、空き家をより利用しやすくするための空き家の所有者、利用者の方への助成制度につきましても、空き家活用促進事業助成金交付要綱を現在作成しているところであります。施行日につきましては、予算が伴いますので、平成23年4月1日付を考えております。

議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

9番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質問をいたします。

農業政策の現状でございますが、農業経営者が農業を営んで、これから10年後、20年後を見据えた農業政策について、町長から答弁がありました。

町の施策は、これは国や県の施策によってやるしかない、そういうことがわかりました。

ちょっと農業政策を考えて見ますと、最近までは国の場合、これは規模を拡大してコストダウンをすると、これが国の農業政策でございましたけれども、規模の拡大にも限界がありますというわけで、可能な限り低い値段で農産物を生産し、消費者に喜ばれるものをつくると、そして販売力を高めて強い農業、これが今国で言っています強い農業をつくると。それが一つの方針ですが、そこで町長にお尋ねしたいのですが、利根町の農産物の販路拡大でアンテナショップ、この原資は全部国や県の原資かと思うのですが、残念ながら平成21年度は全部不用額で予算を国や県の方へ返しました。22年度も同じような国や県の国策としてやっておりますアンテナショップ事業、これも残念でございますが、もうあきらめたのかわかりませんが、今期定例会に予算の返上ということでございますけれども、担当課では相当な、2年にわたり努力をしたと思うのですが、残念ながら利根町がアンテナショップをつくって、そこに全国に電波を発信することができなかったわけです。多分こういう農業政策は来年度も引き続いてあると思うのですが、国から指示があるなしに関係なく、来年を見据えて今から着々と準備をしなければ、予算がつかないと言ったってなかなかできません。ですから、そういう点、町長のお考えですが、アンテナショップについてのお考え、それを一つお伺いします。

それから、農家の戸別所得補償制度、これは町長おっしゃるとおり、相当利根町においても定着し、成果があったように伺っております。そこで、ちょっと細かくなりますが、利根町の農業予算でございますが、今年度当初で一般会計の歳出でございますが2億4,802万2,000円でございます。この中には経済課の職員の給与とかいろいろな予算がありますが、その中で農業関係ですと、説明欄を見ますと負担金とか補助金、委託金とか、そ

ういう農業政策で類似したものがたくさんあるのです。額は利根町に匹敵した額ですが、そう多い額ではありませんけれども、負担金、補助金、それに類似したものがあります。細かい施策がたくさんありますけれども、やはり小さいものでは効果が上がらないですね。ですから、施策を統合して行政の現場、または農家の方も使い勝手が上がるような、実効性が上がるような農業予算に組み替えてやった方がいいと思うのです。補正とか何で20万円とか、25万円とか、そういう額もありますけれども、額についての云々ではなくて、政策的に効果の上がる予算ということをお願いしたいと思います。

そして、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、政権の交代で国の政策が先が見えないと、これは国の政権のせいかもしれませんけれども、これでは農業経営者が先行投資して農業を営んでも、資本の減価償却が心配してしまいます。そこで、農業経営者が安心して、安定して経営できる農業政策をぜひ町の方では推進していただきたい、そう思います。

そこで、これは町長にお伺いしたいのですけれども、国や県のひもつき予算は別としましては、町の方としましても一般会計から勇気を持って農業政策、これは町の総合計画がありますように、農業というのは町の基幹産業ですから、勇気を持って政策の国や県にとらわれず町の農業政策の展開をお願いしたいと思います。

そして、強い農業、活力というのは強い農業でないと利根町以外の農村都市と対抗できませんので、ぜひその点も政策の気構えですね、伺います。

それにもましてアンテナショップ、2年間にわたって予算未執行というのは非常に残念です。もし来年予算がつけば、今からでもいいから計画して、年度当初からアンテナショップのアンテナを立てるように、強い願望でございます。

それから、また予算関係ですが、22年の9月の議会に提案されました一般会計予算ですが、その農地費の中の説明欄を見ますと、農地利活用集積特別対策事業20万円、その事業の内容ですが、これは先ほど町長がお答えいたしましたけれども、農地利用集積事業で12月1日現在で145.1ヘクタール、これがこの事業の一環と思うのですが、それから、またこれに関連しまして、この12月の一般会計補正で農業委員会の方に農地制度実施円滑化事業で20万7,000円計上してあります。これは農地法の改正のためのパンフレットをつくるとか、そういうわけでございますけれども、パンフレットをつくるのも結構ですけれども、やはり経済課のカウンターとか窓口に置いたくらいでは、なかなか農家の方が農地集積とか農業委員会の方の農地改正、まだまだ農地というのは貸したらとれないとか、そういう農地法の先入観が残っております。これは戦後の自作農創設に対しても、それにアレルギーが残っていますので、その制度ができれば農家の方に広くパンフレットをいっぱいつけて、20万円といわず、全部ご理解いただくような方法でないと、なかなか一般の農家の方が周知できないと思うのですが、これは現場の方の経済課長の方の気持ち、方向性をちょっとお伺いします。それで、条件の悪いところは、なかなか集積も厳しいというわけでございます。

それから、もう一つ、町長が先ほど答弁しましたけれども、国の政策について大分ご心配が多いようでございますが、新聞報道によりますと、今やっています民主党の国の事業仕分け、今ここでちょっと事業仕分けのマスコミ報道もトーンダウンしましたけれども、11月ごろは大分盛んでございました。

米備蓄を主とする食糧管理や農地の大規模化を促進するため、農地利用集積事業と農地保有合理化促進事業、二つともむだが多いと、これは事業仕分けの仕分人の意見でございます。そういう厳しい意見が相次ぎまして、予算を10%から20%削減せよと、制度見直しなどを求めていますので、なかなか国の政策が現在迷走しております。これを見ますと、やはり国の方としても、民主党政権はいろいろな新しい政策を打ち出しましたけれども、まだその方向性が迷っていると。ことしの世相を反映した何か漢字にすれば「迷」と、時節柄迷いになってしまうと、そういうことがないようにしたいと思います。

あともう一つ、町の方の担当課長にお伺いしますけれども、国や県の補助金の支払いでございますが、二つの方法がございます。一つは、国の産業政策として直接国から農家の方に支払う方法ですね。これはどういうたぐいがありますか、もしおわかりでしたらお答えください。もう一つは、国や県から町の予算書を通して支払う方法、これもあります。これは予算書がありますので結構でございます。

そこで、町の方として農業政策が町の基幹産業ですから、国や県の補助金をもらっても、それに上乘せをして町でも農業政策に取り組みなければ、なかなか今の農家の運営は厳しいと思うのです。ですから、もう少し腰の据えた、力強い農業については、町でも一般財源を投入してやってほしいと、その考え方を、ちょうど今、来年度の予算編成時期でございますので、こういう点もお伺いします。

それから、遊休農地でございますが、これもいろいろ経緯がございます。役場の方としましても、来年1月、2月にかけて実態調査ということで、よく調査結果を踏まえて詳細を分析して、復元できて耕作できる水田とか畑とかは、復元して耕作していただいて、国の食料の自給率を高めるようにお願いします。その調査結果についての活用はこれからだと思うのです。

それから、空き家対策でございますが、これは今、町長から詳しく答弁がありました。それで、私が9月議会で質問いたしました空き家対策でございますが、それは現在まちづくり推進課で作業をやっているということでございます。そこで、町長の答弁ですけれども、空き家を活用した若い世代の定住人口の増加を講じることは少子高齢化、人口減少が進む本町において重要な施策であると。今、具体策を練っているところだと、その具体的なことがまとまりましたら議会にも報告したいと思っていますと、ですから、町長、ぜひ空き家対策の案が練り終わった段階で一刻も早く議会にも報告いただきたいと思います。その報告いただく時期について、いつごろか見通しをお伺いします。

それから、固定資産税でございますが、確かに町長が前は固定資産税の減免でございま

すが、それを今度は方向を転換して、今度はリフォームとか何かの助成策を講じると、これは当然でございます。減免というのは、これは賦課しないのですね。減免ですから、確かに町の企業誘致条例を見ますと、固定資産税については賦課徴収します。それで5年間に限って固定資産税と都市計画税だけを助成すると、賦課徴収と助成はまた違いますから、ですから町長おっしゃるとおり、固定資産税を課税して助成ということが、これが正解でございます。

以上で2回目を終わります。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員の2回目のご質問にお答えいたします。

農業政策でございますが、これからの農業政策というのは、米ばかりをつくるということではなくて、米をつくっても付加価値をつけて利益の上げられるような米をつくっていかなければならない。それには農家個人個人のやる気がなければ、そういう米づくりはできませんので、先ほど一般会計からのやる気のある人に対する歳出も必要ではないかというご意見も出ましたが、そのようなやる気のある方であれば、その時点でそれが付加価値のある商品になるかどうか、また、利根町の特産物になるかどうか検討しまして、そういうような方向性も必要ではなかるうかと、そのように考えてもおります。

また、アンテナショップでございますが、いろいろなところに業者、また協同組合等々当たったのでありますが、どこもアンテナショップを委託、受け入れしてくれるところがないということで、そういう点にもやる方法がわからないのか、やる気がないのか、やる気がある方が1人いらっしやったのでありますが、いろいろ協議をした結果、最終的には断念せざるを得ないということで、その時点でこれ以上委託業者にお願いしても、これ以上の成果は上げられないということで、このアンテナショップに関しては断念をしたところでございます。

それと、国の方針であります。やはり今回の議会に請願でTPP（環太平洋経済連携協定）に対する反対請願も出ました。また、戸別所得補償制度に対する反対請願等も出ておりますが、共同通信社で全国の市区町村にアンケートをとったところ、今の民主党で行っている戸別所得補償制度に対しまして反対が43%、賛成というところも37%という結果も出ておりますし、また、このTPP（環太平洋経済連携協定）は関税をなくすということでもありますから、片方ではカロリーベースの食料自給率を41%から50%に上げようと言っている反面、このTPPを導入しますと、それとギャップしますので反対方向性になりますので、そういうことを今の国の政府がやっていることに対しましては、私も非常に矛盾を感じているところでございます。

また、アンテナショップが二度目に出てきましたが、アンテナショップ、実際に委託してくれる方がいれば来年度でも県の方に予算を請求したいとは思いますが、あれだけお願

いしてだれも委託を受けてくれないということであれば、無理ではなかろうかというのが今の率直な意見でございます。

それと、耕作放棄地、利根町の場合は先ほど答弁しましたとおり、茨城県44市町村の中で河内町に次いで耕作放棄地のパーセンテージが低いということで、3.4%ほどの耕作放棄地があるということで、これ以上、またこれ以下にするためにも、今後とも農家の皆様のご協力をいただきたいと思いますということで、来年の2月までに農業委員会の委員の協力をいただきながら調査をして、その結果に基づいて今後とも耕作放棄地をこれ以上ふやさない、また、これ以上減らすということをやりたいと考えております。

また、空き家対策事業につきましては、議会への報告ということでございますが、規則と条例等できましたら、議会の方に早急に報告をしたいと考えております。

詳細については、いつごろできるということは、担当課長の方から報告させたいと思います。

また、固定資産税の減免ということで、前にも私申しましたが、先ほどの1回目の答弁でも申し上げましたとおり、その後、担当課を中心に私も含めて調査研究しましたところ、今回答弁したような結論になったということでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

詳細については担当課より答弁させます。

議長（若泉昌寿君） 経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、アンテナショップの件ですが、先ほど町長の答弁の中にあっただような内容でございますが、今までそのような形でいろいろと交渉してまいりましたが、残念ながら委託先が見つからないということで、来年の件ですけれども、来年につきましても、ことしの9月いっぱいまでということで、来年の事業につきましてもどうしますかということで、そのときに町長と相談申し上げまして、断念せざるを得ないだろうということで、23年度の方に关しましても県からの問い合わせがございましたので、断念したということでございます。

それから、先ほどの9月の一般会計予算で農地の中の農地利用集積円滑化事業に係るパンフレット、それから、今から12月の補正をお願いするようになっております、こちら農地法改正のためのパンフレットでございますが、そちらにつきましては議員ご指摘のとおり、皆さんわかっていない部分もございまして、農家の方にPRをしていきたいと考えてございます。

それから、国、県の方からの補助金の支払い、直接農家の方にしているものがあるのかということでございますが、こちらにつきましては、今回の米の戸別所得補償制度につきましては、国の方の機関から直接農家の方に支払われるというものでございます。

議長（若泉昌寿君） まちづくり推進課長高野光司君。

〔まちづくり推進課長高野光司君登壇〕

まちづくり推進課長（高野光司君） それでは、五十嵐議員の質問にお答え申し上げます。

町長の最初の答弁の中でご答弁したとおりでありまして、第6点目の条例の制定に対するお答えの中で答弁してございます。

空き家情報バンク制度につきましては、空き家バンク制度要領を現在策定中でありまして、施行日につきましては、平成23年4月1日以前に考えているということでございます。

それは、助成制度につきましては、町長が答弁しておりますとおり、子育て、子供たちをふやしたいということがありましたので、その転入時期とか転出時期を考えまして、制度につきましては、4月1日前に情報を発信していきたいと考えております。

その支給スキームができたことをお知らせして、なおかつ利根町のいろいろな情報をその中で織り込んでいきたいと考えております。それは子育てに力を入れている、第2子、第3子の子育てに対する助成金、並びに今我々が考えております空き家活用促進事業助成交付金ということで、ほかの市町村と比べて利根町に来て有利だという形の制度を今考えております。

今ありましたとおり、リフォームだとか引っ越しに対する助成等を考えておりまして、それは予算が伴いますので、町の新年度予算が固まった折には、皆様に報告したいと考えております。

内示会等が皆様に報告する予算の時期でありますので、そこにあわせて準備していきたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

9番（五十嵐辰雄君） それでは、逆になりますけれども、まず空き家対策です。

町長の考えでございますが、制度とか要綱をつくるというお考えだそうですが、やはり対策をやる場合に相当費用もかかりますし、助成もあります。今、他の市町村では空き家対策については条例を制定して取り組んでいるところが多々あります。抜本的な対策を立てる場合には、町民にも議会にもよく見える姿勢でやる方が効果が上がると思うのです。要綱とか要領は、規則、規約等は、ただ告示とか公布ですけれども、ちゃんと議会に出されまして議論を経た上で制定するのが一番いいと思うのですが、空き家対策ですけれども、町のお考えですが、条例まで格上げしてやるという姿勢はあるかどうか、その点もお尋ねします。

それから、先ほど経済課長から答弁がありましたけれども、経済課ではこういったパンフレットをつくりまして、カウンターがありますね、「農地の受け手を探しています。農地利用集積円滑化事業のあらまし」と、その中に書いてあることとございますが、中の文面ですね、中を見ますと要約しますと、農地の面積に応じて農地利用集積円滑化団体に交

付金2万円、これは10アール当たり交付されますと、交付金は農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができますと。そこで、利根町に設置してある農地利用集積円滑化団体の組織の内部でございますが、事業の内容、実績については10月1日現在で145.1ヘクタールの農地利用集積が実現しましたと。これは実績でございます。事務局の体制でございます。これは事務局を設置してある場所でございます。事務局の構成員とか団体の役職員とか、そういう農地利用集積円滑化団体、これが一番これから農業をやる場合の根幹でございます。これをしっかりやらないと、今、小規模農家の方は、農地を耕作できないのですよ。ある程度の機械とか何ないと。ですから、認定農業者にのみ集積できるか、それとも認定農業者以外でもこういった方がやりたい場合にはやれるのかどうか、その点の内容でございますが、これを詳しくお答えください。

それが町の農業政策の、これから本当の根幹でございます。大規模な基盤整備も結構でございますが、なかなか国の方でも、今の政権下では事業仕分けで基盤整備については消極的な方針でございます。ですから、今行われています基盤整備事業以外にはなかなか新規着工は厳しいと思いますが、それに見合うだけの農地利用集積円滑化事業をやらないと、これから小規模農家は耕作は本当にできなくて耕作放棄とか離農者になってしまいますので、この対策事業をしっかりやってほしいと思います。この内容について詳しくご答弁ください。お願いします。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

空き家バンク事業、これについては他自治体の補助金、また条例等、要綱等も調査しておりますので、その調査の中で利根町に合った空き家バンク事業、どれがいいのか、そういうことも含めて今後対応していきたいと思います。

また、農業集積一括法に伴います農業集積ではございますが、そればかりではなくて、先ほど五十嵐議員がおっしゃった減価償却等と、そこまで考えて農家の方を今後指導していかなければならないし、今の農家の方で減価償却まで見て農家経営をやっている方は多分少数ではないかと思っておりますし、そういうものを含めて、また農業集積一括法も含めて、今後とも農業政策に携わっていきたいと考えておりますので、議員の皆様方のご協力をよろしく願います。

議長（若泉昌寿君） 経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、ご答弁申し上げます。

農地利用円滑化事業ということでご質問でございますが、こちらにつきましては利根町の地域担い手育成総合支援協議会、そこでやっております。こちら事務局が経済課でございます、経済課の職員3人で進めているという状況でございます。

議員おっしゃるとおり、今後集積をしたりして効率を図っていくと、ハード面、ソフト面あるでしょうけれども、こういうソフト面も国の方で打ち出してきておりますので、その中でこちらをより効率よく進められればいいなと経済課でも考えてございます。

そのような形で進めていきたいと思っております。今後ともよろしく願います。

議長（若泉昌寿君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後 2 時 0 0 分休憩

午後 2 時 1 5 分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4 番通告者、4 番守谷貞明君。

〔 4 番守谷貞明君登壇 〕

4 番（守谷貞明君） こんにちは。4 番通告、守谷貞明です。それでは、通告に従って質問いたします。

私は 9 月の定例議会に引き続きまして、財政再建、そして指定管理者制度の導入についてお伺いいたします。

1 番目、財政再建について。

ここ数年、残念ながら利根町は歳出に対して歳入が毎年慢性的に不足しています。年によって多少のこぼこがありますが、約 6 億円から 7 億円の赤字となっています。財政調整基金を取り崩し、さらに不足分を町債の発行、つまり借金をして補っています。

ことしは財政調整基金から 3 億 7,700 万円余りを取り崩し繰り入れ、さらに不足分の 4 億円は町債を発行、都合 7 億 7,000 万円余りの赤字を穴埋めしています。その一方で、現在までに累積した約 40 億円の債務の金利及び元金償還のために、約 5 億 7,000 万円が一般予算から支出されています。つまり、銀行に返されているのです。こうして、借りては返す自転車操業を続けているわけですが、財政運営は未来永劫このような運転をするということではできません。どこかで断ち切らなければなりません。

現在ある 8 億 1,087 万円の財政調整基金は、毎年着実に減少していき、このままいくとあと数年で枯渇してしまいます。財政破綻の危険水域に近づいている厳しい現実の中で、町政をつかさどる最高責任者として、遠山町長は日々苦悩されていることと思います。リーダーとは、時には孤独な存在です。しかし、理念と信念、そして勇気を持ち、沈着冷静かつ大胆に事をなすことが求められます。そこで町長にお伺いいたします。

先ごろ発表された利根町行政改革行動計画による歳出削減案は、余りにも小さな項目が多く、また、少額な削減となっています。小さな金額の積み重ねも大切ですが、財政再建に求められている億単位の金額からはほど遠いものとなっています。抜本的に見直すお考えはありますか。

2、利根町の人口は減少を続け、10年後の2020年には1万5,039人、高齢化率は44.6%と、国立社会保障・人口問題研究所が予測しています。もしこの予測が正しければ、税収は大幅に落ち込みさらなる財政難となります。このようにならないためには、若い新住民の獲得が急務です。そのための具体的な方策をお持ちであればお聞かせください。

3、5年後、10年後の利根町のあるべき姿は、何を中心にまちづくりをしていくのか。米づくり農業なのか、それとも優良なベッドタウンなのか、その両方を調和させていくのか。利根町が活気を失わずに生き残っていくためのグランドデザイン、具体的な方策をお聞かせください。

2、指定管理者制度について。

9月の定例議会で、私は公民館と図書館について、経費節減のために指定管理者制度の導入をしたらどうかと、町長と教育長に質問しました。そのときのお二人の答弁についてお伺いいたします。

遠山町長は、「指定管理者制度でございますが、全国的にも一部を除き教育関係の場合は、生涯学習も含めて、ほとんど指定管理者制度をとっているところはない。また、指定管理者制度をとっていても公民館法等で必ず職員を配置しなければならないということになっておりますので、その点で前に指定管理者制度はしないという担当課長も答弁をしたのではないかと思います」と述べられました。

また、伊藤教育長は、「指定管理者制度の導入に当たっては、社会教育法、公民館法に基づきまして全面的な民間委託はできないということでございます。また、公民館を指定管理者として民間企業に管理運営を全面的な民間委託したケースは、全国的にまだないということございました」と答弁していました。

今私が引用したお二人のお話の内容に間違いがないかどうか、確認の上、遠山町長と伊藤教育長の答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、守谷議員のご質問にお答えをいたします。

一つ目の財政再建につきましてお答えをいたします。

1点目の、利根町行政改革行動計画の見直しについてのご質問でございますが、この行政改革行動計画は、平成22年度から平成24年度の3カ年の行政改革の取り組みについて、町民の代表からなる行政改革懇談会において意見等をいただきながら、ことしの3月に策定したものでございます。

取り組み内容としましては、平成17年度から平成21年度までの5カ年間取り組みました利根町集中改革プランの取り組み項目を継続していくとともに、新たな取り組みについて

も盛り込みまして策定したものでございます。こうしたことで、平成24年度までは、この行政改革行動計画に基づきまして歳入の確保、歳出削減などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の若い新住民の獲得への具体的な方策についてのご質問でございますが、私の公約であります県下一の子育て環境の整備として、現在取り組んでおります子育て応援手当支給事業、民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業、医療福祉の充実に向けた中学生までの医療費の無料化、中学生通学時のヘルメットの無償化、放課後子ども教室の入級無料化などがございます。

また、空き家を活用した定住の促進事業も、若い新住民の獲得への具体的な方策の一つでございます。この空き家対策事業につきましては、平成23年度実施に向けまして、現在準備を進めているところでございます。

さらに、雇用の場と自主財源の確保を図るための企業誘致や町有地の利活用など、一つ一つの施策を展開していくことによりまして、若い新住民の獲得にもつながるものと考えておりますし、そのように願ってもおります。

次に、3点目の今後のまちづくりの具体的な方策という質問でございますが、ただいま申し上げましたとおり、県下一の子育て環境の整備、空き家を活用した定住の促進事業、雇用の場と自主財源の確保を図るための企業誘致や町有地の利活用など、一つ一つの施策を展開しながら安全で安心して暮らせる、しかも安定したまちづくりを町民の皆さんと協働でつくり上げていきたいと考えております。

次に、2点目の公民館と図書館の運営についてで、指定管理者制度を導入したらどうかという提案の件でございますが、9月定例議会後いろいろと調査等をしてみますと、県内におきましては公民館、図書館ともに指定管理者制度を導入している自治体はほとんどございませんが、全国的に見れば導入の動きが目立ち、一方では、県内の市町村でも公民館をコミュニティセンターや地域交流センターなどに改編し、社会教育活動に限定しない施設への動きが出てきていることを認識しております。

ことし9月の特別委員会にも、運営等の指摘を受けたとのことで、即時、教育委員会事務局で公民館運営審議会を開催し、公民館の改編についてご意見をいただいた結果、現在、公民館は有効に利用され、稼働率も高く、審議委員の総意として、今後も社会教育施設として現状維持が望ましいという意見をいただいております。

町として今後も指定管理者制度あるいは改編について、公民館運営審議会、図書館協議会の意見を伺いながら、町民の皆様にとって一番よい方法を選択していくことが重要と考えております。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 守谷議員の質問にお答えいたします。

指定管理者制度については、2003年、平成15年に地方自治法の改正による公の施設の管理に係る制度の変更がありました。地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定するものに公の施設の管理の全部または一部を行わせることができる。地方自治法第244条の2に基づきまして、指定管理者制度が実施されております。

しかしながら、地方自治法は一般法でございます、社会教育法第23条に規定されております公民館の運営方針や図書館法17条に規定されております、入館料その他図書館資料の利用に対する無償規定等の個別の規定については、引き続き優先的に適用されるということでございます。

次に、職員配置についてですが、公民館に館長を社会教育法第27条、図書館にも館長を図書館法第14条で置くことになっております。

また、それ以外に社会教育主事、図書館司書等の専門的な職員については、各施設の事業に関する専門的、技術的な知識を有する者であり、各施設においては、それらの職員の配置に努めるよう各施設運営基準において奨励されております。

現在、司書の資格を有している利根町職員は、図書館に2名配置されております。公民館においても、例えばホールにおいての反響板の設置とか、とても神経を使うものがございます。ちょっとした設置の押し間違いで多くの損失が出るということもございます。

さらに、職員の任命規定がございます。

4番（守谷貞明君） 教育長、済みません。私の質問に出てくるのは、あなたが9月に答えた答弁に間違いがあるかないかしか僕は質問していません。そのことについて教えてください。ほかのことはいいです。

教育長（伊藤孝生君） その答弁について間違いかどうかを言っているために、先に……。

4番（守谷貞明君） 要りません。

私の一般質問通告に書いてあるとおりに教えてください。

教育長（伊藤孝生君） では、その法律的なことはそのような規定があるということ、まずご理解願います。

公民館のある調査によりますと、公民館が全国で1万7,000ぐらいあるといわれています。それぞれ運営の仕方が異なりますが、茨城県では県の生涯学習課に再度確かめましたところ、指定管理者を組合、会社、NPO法人等に全面委託しているところはありませんという回答でございました。

また、指定管理者の導入は、まず社会教育法の縛りを外した施設に改編することが前提であるとの県の生涯学習課の見解でございました。ただし全国の中では、平成18年度から利根町が指定管理者制度を導入している文間地区農村集落センターのようなものを、文間地区公民館と、このように称しているところはあるかもございません。

4番（守谷貞明君） 私の質問に全然答えていないのです。この質問のとおり答えまし

たかと聞いているのです。

全国的に公民館に指定管理者制度は聞いていないと、はっきり言っているんですよ。ないと、そんなことは、その答えに間違いはないと、そう答えたことに間違いはないのかと聞いているんです。その答弁のことを聞いているんです。

教育長（伊藤孝生君） あのときの答弁は、平成20年度からずっと続いていたものでありまして、いろいろその後の状況が日一日変わっておりまして、ぜひ最近の状況を聞いていただきたいと思ひまして言っているところでございます。

4番（守谷貞明君） 答弁に間違いはないかと聞いているんです。答えてください。

教育長（伊藤孝生君） そのときに答弁は間違いはない、と思います。

議長（若泉昌寿君） 4番守谷貞明君。

4番（守谷貞明君） 2回目の質問をします。時間がないので、私の聞いたことだけに正確に答えてください。

あなたが9月に答弁したことに間違いはないかどうかなのです。これは、私があなたの答弁をメモしたものです。それに間違いはないとすれば、あなたは非常に大きなミスを行っています。それから、町長も間違った認識を持っています。その時点で日本じゅう、あちこちで指定管理者制度を導入しています。茨城県がないと言っていましたけれども、よそではたくさんやっています。皆さんが何も知らなただけです。

僕はここに社会教育法を持っています。この社会教育法の中に公民館法というものがあります。この公民館法について、私は文科省と話しました。必要なところだけ読み上げます。これは社会教育法の第5章公民館、第21条、 公民館は、市町村が設置する。

それから、第22条、これは公民館がどういう目的で使用されるかを定めています。1から6があります。1、定期講座を開催すること。2、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。3、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。4、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。5、各種の団体、機関等の連絡を図ること。6、その施設を住民の集会その他の公共性に供すること。

それから、次の第23条で、 公民館は、次の行為をしてはならない。1、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することをしてはならない。2、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することをしてはならない。 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

第24条、市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第27条、ここが非常に大きなポイントです。よく聞いてください、二度言います。 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。もう1回言います。公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。「置かねばならない」とは

書いてないのです。

この件で私は文部科学省の公民館担当者と話しました。約1時間ぐらい電話で話しました。私はこの27条を取り上げて、こういうふうに社会教育法は規定しているけれども、具体的にどうということですかと、置かなくてもいいんでしょうと。そうしたら、そのとおりだと。置く、置かないに関しては、担当者いわく、それは市町村が決めることですと。市町村が置く、置かないを自主的に決めてください。置いても置かなくてもいいんですよ。

そのときに担当者はこのように申ししていました。平成15年、これは総務省が決めたのですが、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの管理委託制度が改正され、新たに指定管理制度が創設されてから、公民館の管理維持をすべて民間やNPOに委託しているところがあると聞いていますと、はっきり言っています。ですから、私が質問した時点で伊藤教育長と町長及びその前の担当課長の認識は全く間違っていました。こういう指定管理者制度を既に導入している全国に市町村がいっぱいあった。これは平成17年の、後で言いますが、データはいっぱいあります。

あなた方は何も知らなかった。知らないで9月の答弁では、そんなところは一つもないとはっきり言いましたよ。認識不足も甚だしい、不勉強ですよ。これは住民に対するあなた方、議会での答弁というのは住民に対する言葉ですよ。訂正しておわびしてください。それが1点。

次です。その担当者は、私に、文部科学省がその点で全国の地方自治体について調査をいたしました。その調査したデータが、調査結果が発表された調査表というのがあるので、守谷さん、それを調べるといいですよということで、私、早速調べました。それが、これ、文部科学省が発表したデータです。これは文部科学省の発表です。このデータ、全部で16ページあります。その中の11ページ、これ平成20年のデータですね。それによりますと、これは僕がことしの8月に調べたデータですよ、文部科学省と連絡を取りあって。

全国で1,351の施設が指定管理者制度を導入しています。図書館でも203です。203カ所入れています。入っていないのは茨城だけなのです。何で入れているか、お隣に我孫子市がありますね。我孫子市の湖北公民館というのがあります。ここも平成17年に指定管理者制度を導入しています。僕はそこの我孫子市の担当者と市役所で話をしました。何で導入したのですか、目的は何ですか。二つあります。一つは経費節減です。もう一つは住民サービスの向上のために導入しましたとはっきり言っています。

それから、もう少し先、流山市も導入しています。今や全国でたくさんの地方自治体が導入しています。その目的は何かというと、行政コストを下げる、民間にできるものは民間に任せる。ですから、民間に委託をして、そこに働いていた職員を全部引き上げて、ほかの仕事をしてもらっているのです。

利根町は大変財政難が厳しいですね。ですから、私は、利根町の住民サービスをもっと

向上させるためには、よく職員がこう言います。人手が足りなくて忙しいんだよ、だからやりたくてもできないことがあるので守谷さん理解してくれと、わかりましたと、確かに僕もそうだろうなと思います。ここ10年近く、新人採用を人件費削減のため、定数管理のために入れていませんね。ですから、場所によっては職員の数が足りなくて本当に猫の手もかりたい忙しい職場もあると思います。

利根町の場合は、平成22年度歳出の中で最大の割合を占めているのが人件費で、全体の約26.8%、13億2,328万4,000円ですね。7億7,000万円の財政赤字があると。ですから慢性的な赤字ですから、新しい新人を採用するとしても、そうおいそれと新人を採用することができません。ですから、人手がなくところは我慢してもらうしかないわけです。

そこで、公民館と図書館にそれぞれ4人の職員が働いているわけですね。ここに、指定管理者制度を導入すれば、8人の有能な職員が浮くわけです。その合計8人の職員が即戦力として人手不足の職場で働くこともできるわけです。適材適所で新戦力として活躍していただければ、8人分の人件費を新たに支出せずに住民サービスの向上、仕事の質も向上するでしょうし、効率もはるかに上がる、そういうふうには有効に使える、一石二鳥なんてもんじゃない、一石三鳥、四鳥の効果があるのです。こんなすばらしい制度があるのに、なぜそれを導入しないのか。私には考えられないです。

しかも、導入しているところは平成17年からだと、5年も6年も前から入れているのですよ。一番最初にやったところは、もっと早いところがありますけれども、非常に財政的にも効果を上げている。

この導入の目的、なぜこういう指定管理者制度が導入されたのか。これはさっき伊藤教育長もちょっと言っていましたけれども、これは総務省が平成15年に決めたのです。これは規制緩和の一環で、民間にできるものは民間にやっていただく。そして、官は官の仕事をもっと効率よくやろう。そのためにできるだけ民間のものは民間に委託して、官は官でなければできないことをやるんだと、そういうすみ分けなのです。

そして、それは経費の節約にもなり、仕事の効率化にもつながると、そういうことで始めた制度で、これに関してちょっとおもしろい話がありまして、全国の自治労連が、我々の職場が奪われるのというので文科省に文句を言いに行きました。2005年の1月27日に文部科学省の主任者会議のところで通達が出たのです。総務省が発表した指定管理者制度を文部科学省の施設の図書館、公民館等に導入するに当たって、館長も含めたすべての人に適用して問題がないという通達を出しました。これが全国自治労連、地方自治体で働く公務員の方々たちの組合で猛反発を受けて、その代表の方が文科省に行って、その発言を撤回しろということをやりました。でもそれは撤回しませんでした。局長通達で撤回はしないということで、それ以来、文科省の公の施設、ですから公民館、図書館でこの制度を導入するところが飛躍的にふえて、今、1,351あるのですよ。

そういうことを皆さんご存じない、何も知らない、僕はよく調べた。その中で皆さん導

入したところが、導入してよかったと。住民サービスも向上して大変よかった。何もクレームも来ていないということなのです。

ですから、私は声を大にして言いたいです。ぜひ利根町も財政難の折、ここに8人の優秀な人材が埋もれている。もったいなのです。この人たちを人手不足のセクションに働いていただいて住民サービスの向上、仕事の効率を図り、図書館、公民館は指定管理者制度に任せるということを、ぜひ取り入れていただきたい。これが一つですね。

次、公民館の大ホールについては稼働率が約50%、これは9月のときにお伺いしました。それ以外の全体の、いわゆる会議室や講堂、いろいろな施設がそこにあるのです。そちらの方は非常に高く約80%の稼働率ですね。それは非常に素晴らしいと思います。ですから、そちらの方はそれ以上稼働率を上げて過密にする必要は全くないと思いますが、大ホールの方はまだ稼働率が50%弱なのです。このこともちょっと気になったので文科省の担当者と話してみました。私のところの公民館は立派なホールがあるんだけど、なかなか縛りがきつくて稼働率が難しいのですよと。そうしましたら、彼いわく、公民館法の先ほど言いました営利と宗教団体、政治、こういう問題を抵触しないような内容であれば、住民主催のイベントだったり、住民が何か町おこしに使うとかというもので、多少お金が発生するものに関しては柔軟に対応してもらったらいかがですかと、それこそそれぞれの市町村がお決めになって、その箱物をいかに有効に使うか、それはその市町村がお決めになることだと。もっと柔軟性、弾力性を持ってやればいいだけではないですかと。ただその三つの大原則だけは守ってくださいと、それ以外はもっとフレキシビリティを持ってやったらいいかがですか。そういうところはいっぱいありますよということでした。

ですから、今後、公民館の大ホールの稼働率、今、50%ぐらいしかないので、そういう三つの大原則は破らないでもっと弾力的に、住民が主催するもの、住民のために役立つもの、そういう観点で住民本意の価値観というか、そういうところにピュボットフットを置いて、もっと柔軟に考えて運用をしていただきたいというのが私のお願いです。

2回目の質問を終わります。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、守谷議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

私の前回の答弁で、指定管理者制度でございますが、全国的にも一部を除きまして教育関係の場合は、生涯学習も含めて、「ほとんど」ですよ、ほとんど指定管理者、全然とは言っていませんからね、ほとんど指定管理者制度をとっているところはない、また、指定管理者制度をとっていても公民館法等では必ず「職員」ですよ、館長とは言っていませんからね、職員を配置しなければならない。

4番（守谷貞明君） 「館長を置く必要はない」と書いてありますよ。

町長（遠山 務君） その点で前に指定管理者制度はしないと課長も答弁したのではな

いかと思います、と私は答弁しております。

まず、一番法的にどうのこうのではなくて、現状の、先ほど守谷議員もおっしゃっていましたがけれども、80%近い稼働率ですね。それがほとんど利根町の住民が利用している。それで、大ホールについては50%の稼働率であるということでありまして、一番心配されるのは、これを指定管理者制度等々にしますと、住民が今までどおり使えるのかなというようなことも心配されますし、公民館運営審議会でもそこが審議会の中で一番心配されて、全員の総意で今のままで運営をしていただきたいという総意になったと伺っています。

それと、この間、職員の方に調べさせたのでありますが、大ホールの方だけ50%の稼働率で、そこだけを住民に開放することを別にやるということは、面積の縛りがあって社会教育法でできないという、それは私は職員の方から報告を受けたので、その点も守谷議員の方で確認をしていただければなと、そのように思っております。

そういうような規定がございますので、もう一度議員の方でそれを確認していただければよろしいかと思います。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 質問にお答えしたいと思います。

守谷議員、本当に文科省の方にまで言って、いろいろお調べいただいてありがとうございます。確かに守谷議員が言うことは正しいものもあると思います。

私も確かに全国的に見れば、そういったものが全然ないということで答弁しましたけれども、幾つか出ているということは認識してはありました。ただ、利根町程度の町村については、やはりまだまだ指定管理者制度が取り入れていないということの現状がありましたので、そういうこともちょっと話しようと思ったのですが、近隣の状況についてお話ししたいと思います。

実は守谷市が公民館の管理運営に指定管理者制度を導入すると、導入するための前提としての条例案が今12月の定例会で提出されたようでございます。これは、聞いてみますと、さらなる住民サービス向上を目指して、平成24年度から実施する予定であると聞いております。

では、社会教育法、公民館法の縛りについてはどうなのかと、このように聞いてみますと、やはり公民館法、社会教育法、自治法による利益の追求と利益を上げてはいけないという法律の縛りのもとでは、指定管理者制度の導入は難しいと話してありました。まずは、公民館法の縛りをなくしまして、自治法の規定に基づいた地域交流センターや市民会館的な施設にまず改めると、そういう方向であると聞いております。

また、他市町村のことでもありますので、余り詳しく話せませんが、今後の状況を見ていきたいと思っております。

なお、図書館への指定管理者の導入は、文部大臣がこういうことも言っています。公立

図書館への指定管理者制度の導入は長期的な視野に立った経営が難しくなってくる、公民館にはなじまない、このような答弁もございました。これからもいろいろ考えていかななくてはならないことも多いと思います。

いずれにしても、利根町公民館については、先月、公民館運営審議会を開催しております。この会議では指定管理者制度について直接話し合われたものではございませんが、その前提となる社会教育法、公民館法をなくしてコミュニティセンター等に改編する、そういったご意見はいただいております。

確かに指定管理者制度を実施しているところ、私も存じております。今の文部科学省が言うように、今の法律に基づいて実施することは、確かに可能でございます。あくまでも今実施しているのは、利根町のような1館しかないというのではなくて、大きな市のように人口の多い市、何館も公民館を持っており、そういったものから実際実施されているのかなと感じます。

その中の一つの公民館を調べていきますと、当然、地方自治法、それから、市の公民館条例、それから、社会教育法、国民保護条例、こういったものを入れながらやっているということでございます。目的は、市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されているところでございます。これも社会教育法第20条の規定を守りながらやるということでございます。

この場合、先ほど館長さんのいろいろな制約のこともありましたが、やはり指定管理者、教育委員会の業務の分担でその協定を図っているということでございます。当然、指定管理者には経費の軽減も求めていますけれども、実施体制、それから、必要な人員配置、計画、事務の体制は妥当か、館長職の役割と業務における考え方、従事者の人間確保、採用方法について相当の知識及び経験を有する者を従事させる計画がなされているか、また、公民館の設置目的を達成させるため民間の利点を生かした実施事業が具体的に提案されているか、清掃や設備の保守点検、維持管理計画は妥当かなどの、その会社、団体、NPO法人、その方々にそういうものをきちんと守られるかどうか点検した上で決めていると、そういう点で応募しているということでございます。

いずれにしても、単に経費の削減だけを目指したものなのかどうかと思います。また、この利根町に合うかどうかというのが今後の課題かなと思います。

それから、図書館につきましては、ちょっと私なりに考えたのでございますが、もし図書館にそれを導入したときに、指定管理者制度をある一定のサービスより安いコストで提供することでその利益を得る仕組みになっています。ですから、図書館は本来のあり方と反するのではないかと、このように感じます。

何か、例えばベストセラーばかり並べられる、調べ物ができなくなったとか、指定管理者の会社が倒産して図書館が長期閉鎖に陥ったと、それから、利益を出すために人件費を

削り過ぎたために図書館員がころころかわると、調べ物をしたいと思って図書館に行くけどバイトみたいで頼りないとか、指定管理者が変わるたびに図書館が総入れかえが心配だと、こういったような声も聞こえないようにできればいいのですが、そのようなことも考えられます。

現在、利根町図書館の本の貸し出し冊数が平成21年度17万9,900冊となります。貸し出し冊数が県で6番目となっております。

そのようないろいろ問題点がございしますので、今後検討していきたいと考えております。議長（若泉昌寿君） 4番守谷貞明君。

4番（守谷貞明君） それでは、3回目の質問をいたします。

私がなぜ指定管理者制度導入にこだわっているか、理由はただ一つなのです。それは、限られた人材と税金をいかに有効に活用し住民サービスを向上させ、さらに町の活性化につなげるか、そのためだけなのです。ここにお金と人を投入していいんですか。よそでは、さっきから口を酸っぱくして言いますけれども、1,351カ所の公民館が指定管理者制度を導入しているのです。何でこういうふうになっているか、それによって非常に大きな成果が上がっているから、次から次へどんどんふえているのです。

平成17年には指定管理者制度を導入した公民館は672、それが平成20年には1,351、約倍にふえているのです。なぜふえたのですか、それはこういうふうにした方が住民サービスの向上につながり、さらに経費の節減にもつながっていくと、一石二鳥も三鳥もあるからですよ。ですから、どんどんふえているのです。

今、町長と伊藤教育長の話聞いてみると、ネガティブな条件ばかり言っているのですね。入れるとこういう問題がある、問題があると。何ですか。いい面もいっぱいあるですよ。なぜあなた方はそういうマイナスの思考しか持たないのですか。それが町の指導者のやることですか。いい点もあるんですよ。両方をはかりにかけてどっちがいいか、町の5年先、10年先、考えたときに、ここに貴重な人材を張りつけておいていいのか、真剣に考えるときでしょう。今、お金がないのでしょうか、利根町は、そして人手不足だと、あちこちのセクションから悲鳴が上がっている。8人も有能な人材が図書館と公民館に張りついたままですよ。その人たちを適材適所で働いてもらうことによって、かなりの戦力アップになるわけです。

図書館、公民館、言っては悪いけれども、ざっくりばらんに文部科学省の人たちが言っていましたよ。あそこは余り生産的なアイデアは要らないんだよなど、要するに予約を受けて、それをバランスよくやって、あとイベントを毎年やっている、その毎年やっているのを大体踏襲して、新しい企画が来たら、それを持ち込めばいい、余りそういう意味では何と言うのか、難しいような複雑な特殊な専門技術、理論も知能も要らない、だから非常にNPOだとか、そういうものに皆さん導入しやすくなっているというのが、これぶっちゃけた話、そういうことですねとはっきりおっしゃっていました。

ですから、余り専門的な知識だとか高い技術は余り要らないという認識は担当者は持っていますよ。だけど伊藤教育長は全く逆のことばかり言っていますね。重箱の隅を突ついてネガティブなことだけどうして上げつらうのですか、もっとどうしてプラス思考でいい方向を考えないのですか。できない条件ばかり、あなたは言っていますよ。それが指導者のすることですか。

僕は、指導者はもっと大所高所に立って、5年先、10年先の町のあるべき姿を考えたときに、この図書館、公民館がどうあったらいいんだろう、今までと稼働率、サービスを落とさない絶対条件をつけて、NPOとか、ほかの人たちにやってもらえれば、それが絶対条件ですよ、これ以上稼働率を落としてはいけませんよ、サービスを落としてはいけませんよということでやればいいわけなのに、それをあなたは逆のことを心配している。そういう考え方、ネガティブな発想では新しい仕事はできません。

指導者というのは、やはりある意味リスクを覚悟して、それでもこれはやった方がいい、将来の町のためになるんだという決断をしなければいけないときもあるんですよ。皆さん、それをやらないじゃないですか。だから、この町、どうなっていますか。毎年借金が7億、8億、ずっと減りませんよ。しかも、さっき財政問題をお伺いしました。新しい財政行動計画、僕はこの中身を見て驚いてしまったのです。このことも時間があれば質問しようと思っていたのですが、少しありますので言いますけれども、新しくできた行政改革行動計画によると、これは平成22年から23年まで、この行政改革行動計画書というのは、前にあった集中改革プラン平成17年から平成22年までのを下敷きにして一部部分的に修正をして手直しをしたものです。僕に言わせれば非常に雑なつくりだなと思っています。項目も非常にいい加減で、目標数値も矢印だけ、幾ら幾ら削減する、目標、目標、目標、圧倒的、半分ぐらい全部そうです。具体性は何もない。中身は何もないんですよ。

その中にわずかに金額が書いてあるものを集計する。ことしの削減目標、驚いたことに幾らだと思いませんか、皆さん、今年度の削減目標はたったの578万7,000円ですよ。来年度1,591万9,000円、最終年度、3年目、平成24年度の削減目標5,630万6,000円、確かに削減しています。ゼロではない。この削減目標で毎年6億円、7億円の赤字を垂れ流している慢性財政難、解消できますか。どれだけ効果があるんですか、この行動計画で。

驚いたことに、そこには継続してやっていくと、平成17年から22年までかけて毎年継続、要するに人件費は1年で1億円、2年目で2億円、これをやっていったら、それはずっとその後継続されているわけですね。だから、その継続削減効果というのは全部げたをはかせて、それは合計があるからいいんだと、それは違います、考え方が、それは既にことしの予算の中で反映されていて、その数字は全部削減された数字になっているのです、予算。だけど7億円足りないわけでしょう。

5億円というのは、ことしの予算の中に既に取り込まれているのですよ。それなのにこの行動計画書の中には、げたがそのまま、げたを履かされている。だから二重に使われて

いるのですよ。こういういい加減なずさんな計画に基づいたら、財政再建などほど遠いです。ずっと先の話になってしまいます。

僕はもっとやるべきことがあるんじゃないのか。そのためには、今言ったように、この指定管理者制度を図書館、公民館に導入すれば、8人分の人件費を新たにかけずに新戦力が、人手が足りない職場に生かすことができる、こんないいことないじゃないですか、8人分って幾らになりますか。

僕は9月の定例議会でこの8人分の人件費出していただきました。約5,000万円近いお金になります。5,000万円近い人件費を使わずに8人の大変有能な戦士が、人手の足りない、もしくはもっとパワーアップした方がいいという職場に配置できるのです。こんないいことは考えられないぐらいすばらいなと思う。こんないいことがあるというのに、なぜそれをやらないのか。

時間もなくなったので、最後にもう一度お伺いします。ネガティブシンキングではなくて、プラスシンキングで、プラス思考で考えてください。指定管理者制度の導入、それから、行動計画大綱の見直しをするか、この2点についてお二人にお返事をお聞かせください。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、守谷議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

守谷議員、人材または財政の件等々考えてくださっていることに対しましては、本当に御礼を申し上げます。

ただ、それぞれの自治体の現状、それと利用状況等々いろいろ自治体によって違いますし、それに、私は行政のリスクではなくて、住民のリスク、また住民のサービス低下につながるんじゃないかということ懸念しているだけでありまして、別にそれがなければ指定管理者制度に移行しても結構ですし、ただ、先ほど申し上げましたとおり、審議会のメンバー等の心配していることは、指定管理者制度等々にすると自分たち、守谷議員おっしゃっていましたが、既得権という、悪い意味で言えばそういうことなのかと思いますが、住民の方が自由に使えないということを心配しているのではないかということで、審議会の総意としては、現状のまま進めていただきたいという答申も出ているところでございます。

また、今後そういう審議会等々、協議会等々、図書館にも協議会がありますので、そういう委員の皆様方のご意見等も十二分に伺って進めていかなければならない問題でございますので、その点についてはご理解のほどよろしくお願いをいたします。

財政問題につきましては、議員ご指摘のとおり、私が16年、17年度の予算を立てたときに、16年度当初より17年度当初、当初予算で一般会計のみで約6億円の減額をしたということがございます。それを議員、げたを履かせたという、表現はどうあれ、げたを履かせ

ますと、17、18、19、20、21、22、6年間で36億円のかさ上げ、それもカウントしているのはたしかでございますが、行政としましても大変厳しい財政状況の折、行財政改革を進めて、毎年毎年経費、備品にしても1割ずつ削っているところでございますし、管理職の職員の管理職手当も毎年毎年削っているところでございますし、6年たちますと本当に削るところがなくなってきたというのが現状でございますので、その点をご理解のほどをよろしくお願いいたします。

一方で、利根町は将来的には、財政費用を見てもらってもわかるように、将来的な財源な負担は、茨城県で東海村に次いで2番目にいいということで、それだけ借金は少ないということでございますので、今後も財政指標等を、また経常経費率、公債費比率等々いろいろ手法を注視しながら行財政運営をしていきたいと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 守谷議員から、指定管理者を導入すれば公民館、図書館の8人の職員が浮くと、その職員を適材適所に配置すればという話がありました。

その8人の人件費も後日報告したとおりです。そうすると住民サービスも向上する、これは一石二鳥の効果があるというのわかります。提案だと思います。

これは結構ですけれども、ただ私、前回の答えのときに、答弁の中で後の方に、それを受ける会社、NPO法人、そういった方の立場に立ってはどうかということも申し上げたのですが、そちらの方をできるだけ重視していただければと思いました。

現在の公民館の収益が約170万円です。この利益で会社がどうやって成り立つのか。学校法人、宗教法人、いろいろな法人もあります。NPO法人、そちらの方から一方的に赤字になったときに入れてくれるようなことをやれば、それは町としても大助かりでございます。

それから、今度は住民側にとっては当然使用料の大幅値上げ、今現在の4分の1の減免措置の中止、結果として住民負担、それから、社会的に弱い立場にある人たちが利用できなくなる、そういったことも心配しているところでございます。

それから、さらに公民館が単なる部屋の貸し出しのみになるということも考えられます。

先日公民館コンサートが、450席がすべて埋まりました。多くの高齢者の方が楽しみにしていたものです。鑑賞料金は高額に設定するということも必要となります。試算では10倍ぐらい上げなくてはだめかなというものでございます。

また、これは築き上げた利根町の文化芸術はどうなるかと、このようなことを心配しているものでございます。

それから、時間がないのですけれども、公民館運営審議会の委員の方々のご意見をちょっと話したいと思っております。これは条例で定めた公民館運営審議会の方々がどのような方

か、まず、会員数が約1,400名おります。文化協会の代表の方、それから、体育協会、会員約1,700名、その代表の町の関係者、それから、町のスポーツの活性化のために努力している方々がございます。それから、社会福祉関係の高齢者のリハビリ体操、そういったものや学校のボランティアに協力いただいている方々の代表、また、利根町の公民館ができる前から一貫して利根町の音楽芸術に当たっている方々、そして幼児教育、図書館教育に活躍をいただいている方々、町の生涯学習に深くかかわっている方々がたくさんおります。この方の意見をお伺いしました。できるだけ歳入も上げるという守谷議員の気持ちは十分承知をしております。

4番（守谷貞明君） 歳入のことを言っていません。

教育長（伊藤孝生君） 歳入を上げるということ、それは失礼いたしました。

社会教育のもと公民館の運営を強く望んでいる現状でございます。

先ほどのを訂正させていただきます。

平成22年の11月2日に公民館運営委員会の委員長の話です。最後のまとめのことなのですが、本日の協議事項についてまとめます。利根町公民館は活発に活動している。稼働率78.7%であり、有効に活用されている。利用者の高齢化が進んでいる現状の中で、もっと活発になってほしいという点で営利使用は無理と考える。社会教育施設としての現状維持が望ましいというような答えをいただきました。

先ほど守谷議員の、また全国のそういった状況も勘案しながら、今後、指定管理者制度については課題と認識しております。

議長（若泉昌寿君） 守谷貞明君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後3時16分休憩

午後3時30分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 5番通告、13番の高木です。私は、さきの質疑応答がかなりエキサイトした中身でもありましたので、若干厳しい現実を受けとめつつも、利根町の今後に当たって、夢に近い中身かもしれませんけれども、こうしていただきたいという思いを込めて質問をさせていただきます。

質問の一つ目は、高齢化率が27.6%に達した利根町の現状と、今後予想されるその推移、それに対する基本方針と具体的な今後の対策について伺いたいと思います。

具体的には、利根町における要支援、要介護認定者の数。その中で介護施設利用者と待機者の数、居宅介護サービス利用者の数とその内容、さらに要介護認定を受けているもの

の居宅介護サービスを受けていない人の介護の実態を伺いたいと思います。

介護認定の対象者でありながら介護保険制度のサービスの利用料が高いなどの制約があり、居宅介護サービスを受けない人がふえることも予想されますし、その介護の実態を調査し、対応策を検討すべきだと思います。施設介護を希望しても受け入れ施設の枠の関係で、あるいは利用料の負担の関係、さらには家族の介護を希望するという当事者の思いもあり、今後も在宅介護が一層ふえるものと予想されますが、その介護者を支援する体制を今から確立する必要があると思われま。

町として詳細な実態を把握しているのでしょうか。されているならば、ぜひ教えていただきたい。もし実態を把握していないならば、在宅介護者実態調査を実施し、今後の介護保険制度の改善や町としての施策を検討し、子育て環境県下一番を目指すとともに、老後安心の利根町を目指すべきと思いますが、町長及び担当課長の決意を伺いたいと思います。

二つ目は、既に今井議員も質問し一定の回答があったわけですが、子宮頸がん等予防ワクチン接種の公費助成の具体化についてです。

この件については、9月議会及びそれ以前の一般質問等において一定の回答を得ておりますけれども、その後の国の対応で、来年度から一定の国の負担が検討され、県内においても近隣自治体のその後の動きもあります。子育て環境県下一番を目指す町長の公約に照らしても、利根町の対応についてより具体的に伺いたいと思います。何を対象に、いつからの実施予定で、本人負担を伴うのかどうかなど、現時点で考えられる具体的な回答をいただきたいと思います。

1回目の質問は終わります。

議長（若泉昌寿君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、高木議員の質問にお答えをいたします。

一つ目の、高齢化が進行する利根町の現状と今後の対策についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険の現状につきましてご説明いたします。

まず初めに、65歳以上の第1号被保険者数でございますが、12月1日現在4,937名で、総人口の27.7%を占めます。介護認定者数は、要支援認定が112名、要介護認定が452名、合計で564名となっております。

次に、介護保険施設入所に係る町内の待機者数でございますが、特別養護老人ホームやまなみ園が29名、介護老人保健施設もえぎ野が8名となっております。

要介護認定を受けているものの居宅介護サービスを受けていない方の介護の実態はというご質問でございますが、介護保険サービスでは、主に施設介護サービス・地域密着型介護サービス・地域支援事業での介護予防サービスなどを利用されております。

また、介護保険以外では社会福祉協議会の各種サービスを利用されております。

地域包括支援センターでは、介護者への支援事業として随時介護相談を受けており、平成21年度には年間延べ231件の相談がありました。なお、在宅で介護をされている家族を対象に、介護者の集いを月1回実施し、日ごろの悩みや介護体験等の意見交換を通し、精神的負担の軽減を図っているところでございます。

その他では社会福祉協議会と共催で介護者リフレッシュ事業を年2回実施し、介護者が一時的に介護から開放できるように支援をしておりますし、今年度、県の指定を受けました子どもヘルパー派遣事業、これを茨城県では小美玉市と守谷市、それとこの利根町が県の指定を受けまして、文間小学校の33名を対象に地域の介護に当たっていただいているところでございます。

これは民生委員、地区の区長、世話人、そして学校の先生方共同で、文間小学校の33名の方が各組に分かれまして、ひとり暮らしの高齢者の方のところに行ってお話を聞いたり、また、軽作業ですね、お掃除とか何かをしていただいている事業ということで、県の自治体では3自治体が指定を受けまして、今、進めているところでございます。

今後、当町においても高齢化と核家族化が進行し、居宅介護のみならず、全体的に介護サービスの提供が増大していくと予想されます。利用者の介護費用につきましては、介護サービス費の1割が利用者負担となっております。低所得者には世帯の所得段階に応じ町が負担限度額を認定し、利用者の負担軽減を図っているところでございます。

介護保険サービスは、利用者の将来的な生活機能の改善や自立を目的としておりますので、正しく要介護認定を行い、利用者に必要なサービスを提供していかなければなりません。そのため、平成23年度第5期計画策定時に日常生活圏域ニーズ調査を実施する予定でございます。

この調査をもとに当町の介護実態を把握し、これからの介護保険事業の推進と、介護状態にならないための介護予防事業をより進めてまいりたいと考えております。

二つ目のご質問の子供の任意予防接種の助成につきましては、議員ご指摘のとおり、国でもさきの臨時国会の補正予算審議において可決されたことに伴い、当町でも積極的に開始時期の前倒しを行っていききたいと、そのように考えているところでございます。

予防接種の助成種類としましては、今年度前倒し実施分としましては、子宮頸がん（中学3年生女子）、小児インフルエンザ菌b型（ヒブ）及び小児用肺炎球菌（生後2カ月から4歳）の3種類を計画しております。

助成額につきましては、国の助成を含めおおむね9割を助成する方向で、あくまでもこれらは任意接種であるため、必要最小限ということで1割程度の個人負担はしていただきたいと考えております。

開始時期につきましては、現在のところ、国から何ら通知が来ておりませんので、通知を待ち準備が整い次第、補正予算を上程したいと考えております。

また、23年度以降につきましては、今年度から開始する3種類のほかに、個人として接種すべき任意のワクチン接種に対し、乳幼児及び高齢者の感染予防の見地から、小児のおたふくかぜ、水ぼうそう、季節性インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌の助成も行っていきたいと考えているところでございます。国の助成があるもの以外は、おおむね接種料金の2分の1の助成を予定しております。

議長（若泉昌寿君） 13番高木博文君。

13番（高木博文君） 今、利根町の一応数字的な面での実態を教えてくださいました。私をもっと知りたいのは、待機者の関係はこれではっきりわかるわけですが、居宅介護サービスを受けている人の中身、さらには、それを受ける資格があるにもかかわらず受けていない人がおるのかどうか。さらには、利根町で今考えられる介護認定者の家族構成が大体どういうぐあいになっているのか、これ近い将来の話ですが、独居老人世帯あるいは老々介護の世帯がふえるということを想定した場合、こういったものを実態をつかんでおられるのかどうか。

町長がおっしゃったように、近く、その調査でもって中身は判明するんだと思いますけれども、現時点で把握しているものがあるならば、それをやっていただきたいというぐあいに思います。

また、私どもが聞く居宅介護サービスを受けている人、あるいは全く受けていない人たちにおいても、介護者の精神的な負担、物理的な負担、金銭的な負担、かなりのものがあると思われま。よくそういう話を聞きます。特に介護者がうつ病等になって非常に行き詰まっていると、利根町の場合においては介護者の集いとか、介護者リフレッシュ事業とか、そういったものをやっておられるということではありますが、それすらも行けない人たちもおるのではないかと。そうしたときに行政がそこに赴いていろいろ援助をすると、そういう時期が必ず来ると思うのです。

私は今の状況だけで言っているのではなくて、何年か後において、もっと高齢化が進む利根町を考えてみた場合、やはり行政がそういう役割を果たすべきではないかと。先ほど町長が今回福祉計画に基づいて調査をするというお話でしたけれども、それもそういうことへ結びつけて、ぜひ対応を図っていく材料にしていきたいというのが、まずこの分に関してのとりあえずの質問でございます。そういう中身で考えているのかどうかということをお答えいただきたい。

それから、子宮頸がん等予防ワクチンについては、これは今井議員にもお答えがあったように、とりあえずは三つの予防接種を検討していると、そしてそれは国と町で9割を負担すると、はっきり言うと国が半額持つということになっておりますから、町としては4割ということだと思っておりますけれども、この1割の自己負担分を金額にした場合、大体どういう金額になるのかということ、一つ具体的に示していただきたい。

私は、この1割を個人負担するならば、町の努力において、町が5割を出し全額にして

いくということがあってもいいのではないかと。利根町が子育て支援県下一ということを目指して、子供の医療費の無料化等も、3年計画ですけれども、中学校卒業までという計画を持っていることも他自治体の関係者においても高く評価しているわけです。そういう意味で言えば、利根町は現在の中で具体的にできるところは精いっぱい踏み込んで、本当に子育て支援、子育て環境県下一番というものにぜひ近づけていただきたい。

それと、実施の時期については、国の正式な実施の時期を待つということでありませけれども、龍ヶ崎市はこの10月から既に実施をしております。守谷市においても、新年度を待たずして具体的にそれをやるということを発表しております。やはりこれは国がやるからそれと一緒にということでなくして、利根町としての姿勢を具体的に示す、これがそこに住む住民にとっても、利根町行政は住民のことを一生懸命思ってくれているということにつながる積極的な役割を果たすと思うのです。

先ほどのやり取りの中で、空き家情報データベースをいつまでつくるかというものを、新年度に間に合うように、利根町に移転する人たちを見越して前倒しでやりたいと。私はこの姿勢が、この部分についても必要だと思うのです。利根町に行こうかと思うとき、利根町はどういうことをやっているのかというものを早く知りたいし、その中でよその自治体がやっていないようなことを早く表明しているということになれば、利根町に引っ越そうかという思いを促進することになると。だから、午前中のやり取りで、空き家の問題についてかなり踏み込んだ積極的な対応を考えておられるようですけれども、これも利根町のイメージアップにつながるものであって、そういうものであるならば、ぜひ利根町は子育てを本当に応援していると、一生懸命やっているみたいだから利根町に引っ越そうかという動きにもつながるのではないかと、そこらについて、もう一步踏み込んだ町長としての答弁をいただきたい、これを2回目の質問とします。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、高木議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

独居老人等々の人数は今把握しているのかということですが、担当課の方で把握していれば、それと金額ですか、どのくらい個人負担になるのかということで、今、課長に聞いたところ、資料を持っているということですので、課長の方からその件については答弁をさせたいと思います。

また、計画策定については先ほど答弁したとおりでございますし、また、社協の方で、今まで短期計画というのを社協で立てたのですが、診療所の中澤ドクター等々に委員になっていただいて、社協の方でも今、中長期計画を立てているところでございます。

また、任意接種に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、国の方はまだ3種類、来年度はどうなるかわかりませんが、利根町においては小児のおたふくかぜ、水ぼうそう、季節性のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌の助成も行っていきたいと思っているし、

きょう一番目の通告者の今井議員にもお答えしましたとおり、今の時点で全額補助というのは財政的に大変厳しいということでございますので、スタートは2分の1の補助ということで進めたいと思っております。

全体的に議員ご指摘のとおり、今後、独居老人また高齢者だけのご家族がふえていくということでございますので、今回の調査等々踏まえまして、子供の健全育成、子育て環境ばかりではなくて高齢者の環境にも十二分に注視して、高齢者の対策も進めていきたい、そのように考えております。

議長（若泉昌寿君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは高木議員の質問にお答え申し上げます。

まず初めに、介護認定を受けているものの介護サービスを受けていない人数ということでございますが、12月1日現在でございますが、約46名ということでございます。

この内訳につきましては、10月1日以降、新規に申請された方、また介護サービスを利用していたが現在入院中であるという方、また、施設サービスを受けているが一時的に外出されている方が含まれております。

その他、先ほど言いましたように、社会福祉協議会の送迎サービス等、また、まごころサービス等を受けている方も含まれております。現在、全く介護認定を受けてサービスを受けていないという方はいないと推測しております。

それから、独居老人の人数ということでございますが、福祉課の方でひとり暮らしの高齢者台帳を整備しておりまして、その数は現在約280名ということでございます。また、これが全員かと言いますと、若干漏れている方もいると考えております。

それと、介護の実態ということでございますが、先ほど町長が答弁いたしましたように、第5期の介護保険事業計画を策定する中で、現在、国から、日常生活のニーズ調査ということを実施しなさいということで来ております。それで、利根町でも現在、介護認定を受けている方全員に対しまして、この調査を実施する予定で現在検討しております。

このニーズ調査、目的でございますが、主に生活機能の面から地域に在住する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを提供するために行うものでございます。

具体的には、調査結果を日常生活圏域ごと、利根町の場合は圏域というのは約30分以内ということで1カ所ということで考えておりますが、地域の高齢者の生活状態から見た課題、各サービスニーズを把握し、これを計画に反映していきますということで、早目にこの調査を実施いたしまして、現在、策定委員会を立ち上げておりますので、その中でこの計画に取り入れていきたいと考えております。

議長（若泉昌寿君） 保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） それでは、高木議員のご質問にお答えいたします。

任意接種の予防ワクチンにつきまして、単価はということで、今回、国の方でも補正予算化をしたということで、その三つの子宮頸がんワクチンにつきましては1万5,939円という金額が出ております。1割ですと1,600円くらいでしょうか。ヒブワクチンにつきましては8,852円、1割ですと900円。それから、小児用肺炎球菌ワクチンですと1万1,267円、1割ですと1,100円くらいということで、これにつきましての助成でございますが、国の方が45%、町が45%で個人負担が1割ということでございます。

もともとこのワクチンの助成につきましては、町長が8月、9月の時点で子育て支援ということで、さらに高齢者の感染予防ということで子宮頸がん、小児インフルエンザ菌b型（ヒブワクチン）、それから、小児用肺炎球菌、さらにおたふくかぜ、水ぼうそう、季節性インフルエンザ、それから、高齢者の肺炎球菌ということで、おおむね半額程度の助成をしたいという考えがございまして、町としては23年度から対応する計画で進めているところでございましたが、このたび国の方で補正予算化をしまして、しかしながらまだ国の方からの明細な通知がございませんので、そういったものを待って予算化を実現していきたいという運びでございます。

国の方の補正予算に関係しますものは、町長が申しましておりますとおり、子宮頸がんと小児インフルエンザ菌b型、それから、小児用肺炎球菌ということで、こちらにつきましては国を含めて9割を負担するというものでございます。

議長（若泉昌寿君） 13番高木博文君。

13番（高木博文君） 一つ目の質問の、高齢化率が高まるもとにおいての今後の町の対応としては、今、答弁等をお聞きしますと、その調査を受けて恐らくさらに問題意識を深めて取り組んでいくということになるかと思えますけれども、利根町における今の現状というのは、やはり高齢化率が非常に進んでいるというもとの、これは行政にかかわる皆さんの心配もそのとおりですけれども、住民の心配も非常に高まっていると思うのです。だから、早目、早目に手を打っていただきたい。

そういう中で確かに要支援が112名、要介護が452名、その中での待機者はやまなみ園で29名、もえぎ野で8名と、私の想像よりは、施設に入りたいけれども、入れないという人は少ないように思いますけれども、同時に居宅介護といいますが、自分のところで老後を過ごしていく、そういう立場に立って今後を迎えていく人はますますふえていくというのは事実だろうと思うのです。

かつて、健康福祉課時代に師岡課長から、町内に施設が一つ建ったならば介護保険財政からは1億円くらい持ち出しが多くなるんだという、施設介護と自宅介護といいますが、居宅介護ということでいえば予算的にもかなりの違いがあります。そしてまた、どうしても自宅に置きたくないという方もおられますから、居宅介護の方とか、あるいは介護認定

されていながら、実際そのサービスを今利用していない方、これらに対しては行政の側がもっともっと積極的に働きかける必要があるかと思うのです。だから、そういう意味では行政からその自宅に赴いていろいろ手伝っていくことが非常に大事ではないか。

これは直接介護とは関係ないかもしれませんが、龍ヶ崎市の場合は、ごみの収集ですら事前に申し出があった場合、それを登録制で受けとめて定期的にごみ収集日には職員が行って、玄関に出してあるごみを収集場所まで持っていくとか、いろいろなサービスもやっている。これは一例でございますけれども、そういうきめ細かい対応が今後利根町の場合、どうしても必要になってくるだろうというぐあいに思います。

また、介護するその人の精神的な負担、今やられているこれらの事業は、もっともっと強めていっていただきたいと申し上げますけれども、そこに参加できないような人、恐らく親を1人で独身の男性等が介護しているという場合においては、なお悲惨な状況が生まれるのではないかと。

一番直近の事例では、12月11日の日に62歳の男性が95歳の実母を殺したという、介護の疲れとか、そういう問題に端を発してそういう状況が出ておりますし、これに限らず、年に何十件か、やはり介護疲れからたとえ夫婦の間であったとしても、殺してくれと言ったのかどうか知りませんが、やはり見るにみかねて殺したとか、あるいは自分自身が疲れてそういう行為に走ったとかという事例があります。

私が聞いた中でも、介護に専念しておたならば非常にストレスがたまると、それは結果としてはうつ病的に出てきて、他の症状も引き起こすという、そういう事例を聞いております。これらは、来てくれるのを待って、そこでやるということだけでなく、これはこれで大事なのです。しかし、それとは別個にもっと積極的に対応するような姿勢を今後は考えていかなければならないのではないかとというぐあいに思います。

それと、高齢化するというこの利根町の将来を考えてみた場合、もっともっとそれ以前に介護予防の立場からのいろいろな施策をもっと重視する必要があるのではないかと。先ほどの答弁で伊藤教育長の方から、これは図書館協議会の委員の構成にかかわってご説明がありました。文化協会で一千何名とか、あるいは体育協会関係で1,900名ですか、何かそういう数字等が出ましたけれども、そういうことに積極的に参加されている方々がおられるわけですが、この関係者の中からも、自分たちは楽しみでそのことをやっている、しかし、同時にこれは介護や医療という面言えば、非常に今後の利根町にとっては大事な事業をみずからが楽しみながらやっているんだと、そういう意味ではこの人たちの例えば医療費負担がどうなっているのかということなども調査して、町民にアピールし、そういう事業にもっともっと積極的に参加させてほしいと。自分たちも努力をするけれども、町としてもそういうことを後押ししてほしいという声もあります。

だから、これは関係者に協力を求めて、1回、こういう人たちが医者にどれぐらいの回数でかかっておったり、医療費の負担がどうなっているのか、そういうものなどをやれば、

文化事業の関係で言えば脳を活性化して非常にいい役割を果たすでしょうし、また、体育関係のそういうもので言えば、具体的に体を動かすわけですから、体の身体機能等を病気に近づけない体をつくっていくということにもなるかと思います。

だから、今回、在宅介護の実態等を調査していただくということももちろん私はしっかりやっていただいて、今後に活かしていただきたいと思いますが、同時に文化協会との関係、体育協会との関係者などとも、町との関係部門が懇談をして、そういうことにかかわっている人たちの要望、意見、そういったものも受け入れながら、なお利根町でそういうものが積極的にやれば、利根町は高齢化するけれども、元気な高齢者で、医療費やあるいは介護保険料等の負担等の持ち出しは少なく済んでいると、そういう意味でのまちづくりもぜひ利根町は目指していただきたいと思います。

また、お話のありました子供のヘルパー派遣事業、これは子供のときからお年寄り等を敬うといいますか、大事にするに、そういう事例を実践しながらつくっていくということですから、非常にこれは結構なことだと思います。そういうものを大事にしていくということと同時に、我々大人が高齢者を大事にするんだと。利根町はそういうことを一生懸命、行政あるいは町民のさまざまなボランティア的な人たちと一緒にやっていくということを、ぜひアピールする、そういう事業を展開していただきたいと思います。これも利根町のイメージアップにつながりますし、利根町はそういうことをやっているのかと、ならば利根町へと。

だから、私どもが視察に行った福島県の大玉村は、子育てするなら大玉村でという、そういうことを行政みずからも宣伝しておりましたし、住民もそのように言うておりましたけれども、利根町も別の意味で、子育ても老後も利根町がいいんだということを宣伝していくためにも、いろいろ他自治体でやっていないことを一歩先んじてぜひやっていただきたいというぐあいに思いますが、それらについてどうお考えか、ひとつ町長等からお聞きをしたいと思います。

それから、子宮頸がん等予防ワクチンの関係についてです。

これは何回も聞いておりますけれども、先ほど言われたように、本人の負担分は大体これでわかりましたけれども、本人負担分が町の予算に置きかえた場合、総額どれくらいになるのか、それが金額的に不可能なのか、それとも当初、国と町とで大部分は持つけれども、やはり1割負担というのは、住民に何がしかの思いを持ってやっていこうというねらいがあってそういうところにとどめているのか、正直言って、これが国がいつの時期からということとはわかりませんが、補正予算を組んでやっていくとして、年度内に実施できるのかどうか極めて微妙ですね。私はこれは何とか年度内にスタートできるような対応を求めたいというぐあいに思っています。新年度からでは、やはり町長が言ってきた子育て環境県下一番ということであれば、ちょっと後手に回るのではないかといいに思っていますし、そして先ほどいいました空き家バンクの関係についても、新年度以降、利根町

は新しい学校へ子供たちに通わせたい。それを機にこの町へかわってくるということになった場合、一定宣伝ができるような、そういうことも見越しての対応を考えた方がいい、どうせやるならば得じゃないかというぐあいに思います。だから、この部分につきましては、町の予算として幾らかかるのか、そして、その1割個人負担を考えて、本人負担を考えているならねらいはどこにあるのかというものと、その実施時期を国がやる時期にあわせてということだけでなく、私はたとえ臨時議会開いても、補正予算になったとしても、やはり年度内にやっていく中で、利根町としての積極的な姿勢をぜひ打ち出していきたい。これらについてどのようにお考えなのか、答弁をいただきたいというぐあいに思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、高木議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、利根町も高齢化率が12月1日現在で27.7%ということで、この10年間に団塊の世代の方が65歳以上にカウントされますので急激に、これは利根町ばかりではございませんけれども、団塊の世代の方がどこの市区町村でも多いということで、急激に上がる。特に利根町の場合は、今、茨城県は44市町村ありまして、下から5番目の高齢化率ということで、今後も高齢化率が上がっていくであろうと思っております。

ただ、先々月でしたか、今までずっと高齢化率が上がっていたのでありますが、ちょっと0.2ポイントぐらいだと思ったのですけれども、下がったということで、もえぎ野台、四季の丘等に若い方が外部から入ってきていらっしゃるというのが、そのような下がった原因になったと考えております。

今後、もえぎ野、四季の丘もかなり住宅が建っていて、私の知っている方なども今度貸家から来年の2月に、子供さん1人いるのですけれども、引っ越してきて、今、家を建てておりますが、そういうことで、予想しているほど高齢化率、10年後には44.5%とか、リサーチ会社によりますと39.5%とか、いろいろな統計が出ておりますが、そこまでは高齢化率が今の状況でいきますと上がるとは考えてはおりません。ただ、いずれにしましても高齢化率が上がるということで、人口がふえても高齢者は変わりませんので、そういう点から思いますと、今後買い物難民、また老々介護、高齢者のみの住宅、独居老人等々いろいろな問題がこれからも出てくると思います。

そんな中で、議員ご指摘のとおり、確かに介護者に対する対応というのも非常に重要なことであろうと考えております。

また、今後、この利根町が発信でありますシルバーリハビリ体操、大田先生のご指導のもと、また、筑波大の朝田教授、征谷教授のご指導のもと、やはり利根町が発信でありますフリフリグッパ等を通じまして、元気な高齢者づくりを進めていきたいと思っておりますし、東文間小学校の跡地については、適合高齢者専用賃貸住宅ということで、ここで

も全国的に珍しい独自の介護予防をここで開設した場合には、入所者を対象に、また一般にも開放したいということではありますが、今の時点ではプログラムをつくって、そのプログラムに沿って介護予防をやると非常に高い個人負担が生じるということで、その点は心配しているのですが、また、利根中学校に来るタイケン学園等々、1,000人規模のスポーツ大学等々も平成24年の4月1日開学に向けて、今、いろいろと細部に向けて協議を進めているところでございますが、若い学生さんたちが約2年で1,000人になるということで、専門学校等も持っていますので編入ということで、2年で1,000人規模にするということで、今、計画をしておりますが、そういう方たちも運動の面、それと高齢者対策等々も協力していかなければならない。また、大学法が変更になりまして、大学を開学するには地域の奉仕も必ずやりなさいという法律に変わりました、そういう点からも大変期待しているところでございます。

いずれにしましても、いろいろな事業を展開しまして、高齢者対策ばかりではなくて、子育て環境等々を進めていきたいと、そのように決意をしているところでございます。

また、10%の予算云々でございますが、やはり受益者負担というものも、私は多少なりとの受益者負担は、応分の負担はしてもらえないかなというのが持論でありまして、町であと10%の負担して云々というよりも、受益者負担は当然していただいた方がいいのではないかという基本的な考えを持っておりますので、その点につきましてはご理解のほどをよろしく願いをいたします。

13番（高木博文君） 実施時期については。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 今、高木議員の方から実施時期ということでございますが、高木議員ご指摘のとおり、今、国の方でも補正予算は計上したのでございますが、年度内に国の方の内示があるかどうか。内示はあると思うのですけれども、それが今年度中、来年の3月31日までに実施できるような状況の間に内示が来るかどうか、今、全くわかりませんので、内示が来次第、できれば町としては23年度中にこの三つの接種だけでもスムーズに実施したいと思っております。

訂正いたします。22年度中、来年の3月31日までには何としても皆さんに接種を受けていただきたいと、そのように願っております。

議長（若泉昌寿君） 保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） お答えいたします。

町長が全部言ってくれましたので、予算額でございますが、実は国の基準単価が昨日出たばかりで精査していない状況でございます。800万円から900万円の9割負担で、予算としては、今年度分として見ていかなければいけないのかなという見方をしております。こ

れにつきましては多少数字が前後するものと思われま

議長（若泉昌寿君） 高木博文君の質問が終わりました。

議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時15分散会